



学校部活動 指導資料

令和7年3月
岡山県教育委員会

はじめに

平成 20 年改訂の中学校学習指導要領以来、学校部活動は「学校教育の一環」として位置付けられてきました。学校部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上も意義がありました。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）第 1 章総則 第 4 節の 2 の（13）
高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示）においても同様の内容記載

しかし、全国的に少子化が進行する中、本県においても、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。こうした状況を踏まえ、国において、中学校の学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行（以下「地域連携・地域移行」という。）を見据えた部活動改革が進められており、本県においてもこれを推進しています。

地域におけるスポーツ・文化芸術環境が十分に整備されるには、一定の時間を要することが見込まれ、そうした地域連携・地域移行の取組が進められている間も、学校部活動は、これまで同様に、子どもたちがスポーツ・文化芸術等に親しむ場として重要な役割を担っています。

本資料は、学校部活動が、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、学校組織としての体制整備、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶、安全管理や事故防止への取組など、適切な運営の在り方をお示しするものです。

顧問や部活動指導員等の指導者のみならず、学校部活動に携わるあらゆる関係者の皆様が、本資料を活用され、今後の学校部活動において適切な運営と指導がなされるよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月
岡山県教育委員会

目 次

本 編

第 1 章	適切な運営のための体制整備	・ ・ ・ 1
1	学校部活動に関する方針の策定	
2	活動計画・活動実績の作成	
3	指導・運営に係る適切な体制の構築	
4	部活動に関する服务等	
第 2 章	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	・ ・ ・ 11
1	生徒の心身の健康管理	
2	部活動用指導手引の活用	
第 3 章	体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止	・ ・ ・ 19
1	体罰・不適切な指導・ハラスメントに対する基本的な考え方	
2	体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こす原因とその対処法	
第 4 章	適切な休養日等の設定	・ ・ ・ 33
1	適切な休養日の設定	
2	適切な活動時間の設定	
第 5 章	生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	・ ・ ・ 41
1	誰もが参加しやすい学校部活動	
2	合同部活動の実施	
第 6 章	安全管理と事故防止	・ ・ ・ 45
1	事故の未然防止	
2	熱中症への対応	
3	事故発生時の対応	
第 7 章	学校部活動の地域との連携等	・ ・ ・ 61
1	学校部活動の地域との連携	
2	地域連携・地域移行に向けた環境整備	
第 8 章	大会等への参加	・ ・ ・ 67
1	大会等の参加の在り方	
2	大会等の引率	

参 考 様 式 集

【参考様式例 1】	学校の部活動に係る活動方針	・ ・ ・ 7 3
-----------	---------------	-----------

【参考様式例 2】	年間の活動計画の例（ver. 1）	・ ・ ・ 7 6
-----------	-------------------	-----------

【参考様式例 3】	年間の活動計画の例（ver. 2）	・ ・ ・ 7 8
-----------	-------------------	-----------

【参考様式例 4】	月間の活動計画・実績（ver. 1）	・ ・ ・ 7 9
-----------	--------------------	-----------

【参考様式例 5】	月間の活動計画・実績（ver. 2）	・ ・ ・ 8 1
-----------	--------------------	-----------

【参考様式例 6】	合同部活動実施に関する協定書	・ ・ ・ 8 2
-----------	----------------	-----------

資 料 編

岡山県学校部活動の在り方に関する方針	・ ・ ・ 8 3
--------------------	-----------

懲戒処分の指針	・ ・ 1 0 3
---------	-----------

参 考 文 献

参考文献	・ ・ 1 1 1
------	-----------

第1章 適切な運営のための体制整備



©岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

- 1 学校部活動に関する方針の策定
- 2 活動計画・活動実績の作成
- 3 指導・運営に係る適切な体制の構築
- 4 部活動に関する服务等

I 学校部活動の運営の在り方

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年岡山県教育委員会規則第7号）や「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

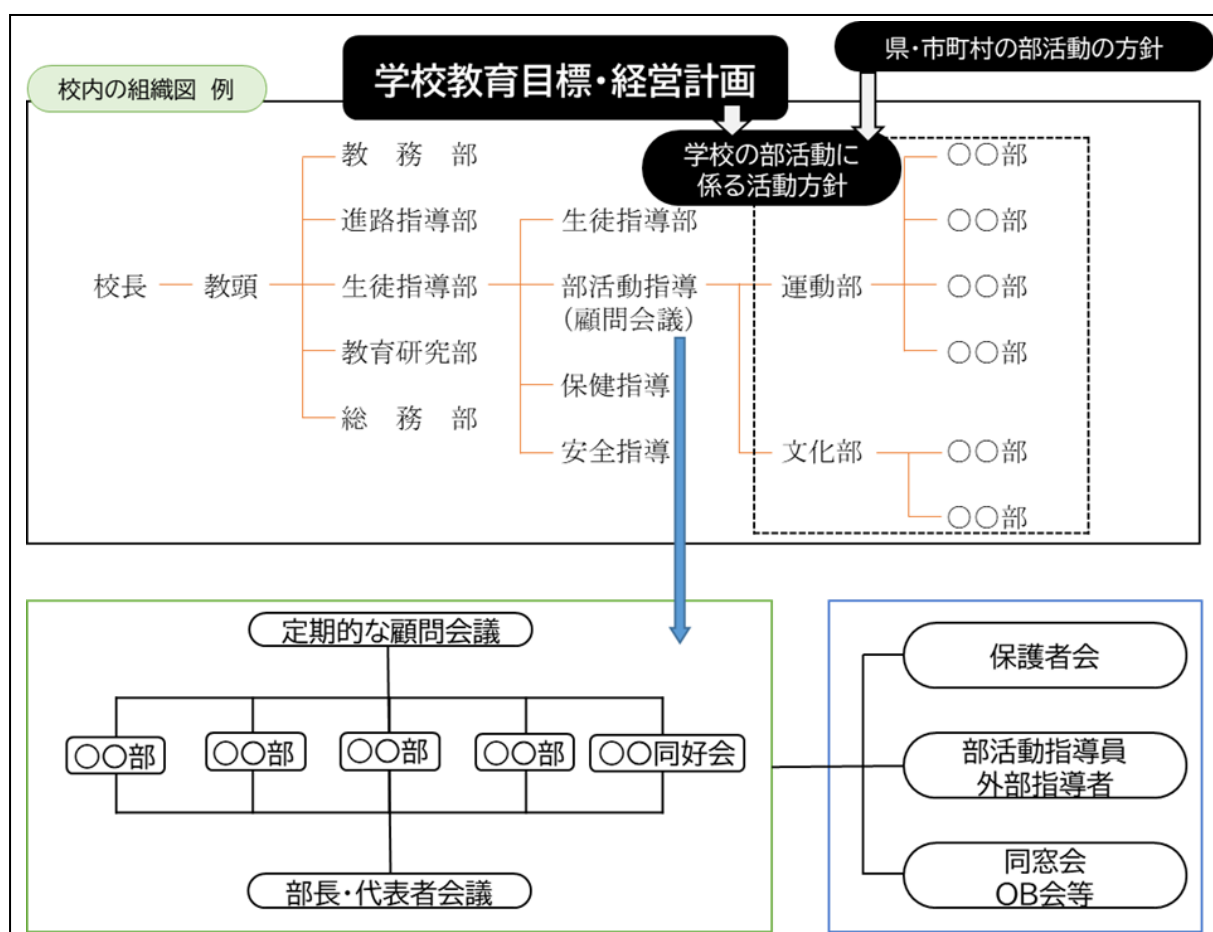
「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

1 学校部活動に関する方針の策定

学校部活動は、学校教育活動の一環として計画的に実施され、指導者の適切な指導のもとに行われることが求められるため、学校全体で共通理解を図りながら実施する必要がある。

そのため、校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、学校教育目標・経営計画を踏まえた「学校の部活動に係る活動方針」を毎年度策定するものとする。（参考様式例：73～75 ページ）また、策定した方針については、次項2「活動計画・活動実績の作成」において作成する活動計画や活動実績とともに公表するものとする。

図1 方針の位置づけ



2 活動計画・活動実績の作成

「学校の部活動に係る活動方針」の策定後は、各学校部活動において、顧問（学校における業務分掌での当該部活動を担当する教員及び部活動指導員をいう。以下同じ。）は、方針に沿った活動目標を定め、年間計画、活動実績等を作成するものとする。

（１）活動目標の設定

学校教育活動の一環として実施される学校部活動は、単に体力や技能の向上を図るだけではなく、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義を有しているため、対外試合やコンクール等での勝利や好成績のみにこだわった目標を立てるのではなく、生徒の意識や技術レベル、適性等の現状を正確に把握し、結果目標を達成するために、どのように行動すべきか等、行動目標を明確にすることが大切である。この時、生徒の意見を十分取り入れる等、生徒と一緒に目標を設定するよう留意すること。

図2 目標設定と指導計画

●現状の把握と目標の明確化

部活動に参加する生徒のニーズに応じた目標を生徒と一緒に設定します。

例えば：

結果目標は「地区予選突破」、それを実現するための行動目標として、「ゲームで生きる技術の習得」といった具体的な目標を設定します。

練習計画を立てる

目標設定

現状の把握と目標の明確化

生徒と一緒に

結果目標
行動目標

●長期計画から短期計画へ～逆算プランニング～

設定した目標を達成するために必要なことは何かを明らかにし、それを達成するために克服しなければならないことを、逆行（逆算）しながら考え、計画を立てます。

学校のスケジュールの中で、休養にも留意し、1日、週間、月間、年間のスケジュールを立てます。

逆算プランニング

T: 時間の流れ



公益財団法人日本サッカー協会「中学校部活動サッカー指導の手引き」より

（２）活動計画の作成（参考様式例： 76～81 ページ）

前記（１）「活動目標の設定」において設定した活動目標の達成に向けて、顧問は、長期的な視点から年間の活動計画を、短期的な視点から毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

その際、年間を通じての様々な工夫や、教育課程や学校及び地域の行事等とも関連させるなど、学校教育目標の実現を目指した組織的な運営の中に学校部活動を位置づけるよう留意することが大切である。

また、発育・発達期の心身の特徴や、「月経」「貧血」「疲労骨折」などの女性特有の課題を十分理解し、個人差にも配慮した無理のない内容となるよう工夫するとともに、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものという本来の趣旨から、計画の立案には積極的に生徒も参加させること。

（３）活動実績の作成（参考様式例： 79～81 ページ）

顧問は、活動実績を毎月速やかに作成し、校長に提出する。その際、必要に応じて、年間の活動計画や指導の在り方等の見直しを行う。

【年度初めに行うこと】

<校長> （■：「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」で示している内容）

- 学校の部活動に係る活動方針の決定
- 活動方針、活動計画及び活動実績をホームページへの掲載等により公表

<顧問>

- 基本的な方針の決定 ・指導方針、部の心得（約束事）など
- 活動の目標の作成 ・全体の目標、個人の目標、期間を区切った目標など
(例) 年間、月間（シーズン、週間、1日等）
- 活動計画の作成 ・年間及び毎月の活動計画を作成し、校長へ提出
・公式戦等の対外試合や地域の催し等への参加計画・年間必要経費の算定など
- ☐ 活動組織の構成 ・部長や副部長等の部内の役割分担
- ☐ 入部に関する手続き（年度当初は部紹介等の企画）
- ☐ 競技団体等への登録手続き（必要に応じて）
- ☐ 危機管理体制の確認
- ☐ 個人の損害賠償責任についての説明（※賠償責任保険等への加入案内）
- ☐ 個人情報の管理 ・名簿、緊急連絡網等の作成・生徒の健康状態等の把握
(※担任、養護教諭等との連携)
- ☐ 保護者説明会等の開催
- 活動実績の作成 ・毎月の活動実績を校長へ提出

「学校の部活動に係る活動方針」や「年間の活動計画」等の様式、記入例等は岡山県教育委員会のホームページに掲載しているので、必要に応じて参考にすること。

保健体育課：<https://www.pref.okayama.jp/page/575969.html>



3 指導・運営に係る適切な体制の構築

(1) 指導体制の充実

教員の状況や生徒のニーズ等によっては、部活動の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する部活動指導員や外部指導者が中心となることが効果的な場合もある。また、部活動指導員や外部指導者の活用は、専門的な指導を得ることができるだけでなく、生徒が保護者や教員以外の人と触れ合える一つの機会であり、貴重な経験となることが考えられる。

そのため、学校部活動の指導者（学校部活動を指導する教員、部活動指導員及び外部指導者をいう。以下同じ。）は、教員だけが担うのではなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とする。

外部指導者の考え方

○部活動指導員

学校教育法施行規則第78条の2に規定されている、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する非常勤の会計年度任用職員である。実技指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等が職務として位置付けられており、単独指導・単独引率が可能である。また、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

○外部指導者

顧問と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行うものであり、原則として、単独での指導・引率はいできない。



©岡山県「ももっち」

○部活動指導員や外部指導者に求められる資質

- ・ 学校教育について理解し、適切な指導を行うことができる。
- ・ 部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うことができる。
- ・ 体罰（暴力）や不適切な指導・ハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないことを理解している。
- ・ 服務（校長の監督を受けることや、生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守することができる。

（２）指導者研修の充実

学校の設置者は、顧問を対象とする指導に係る知識や実技の質の向上に関する研修及び学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

部活動指導員等についても、任用前及び任用後に、適切な指導を行うために、部活動の位置付け及び教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導方法、体罰・不適切な指導・ハラスメントの防止等に係る必要な研修等の取組を行う。

（３）適切な会計処理体制

部費は全校一律ではなく、又全員が対象ではないものであるが、学校徴収金として他の徴収金に準じた適正な会計処理が求められており、その他の経費についても、保護者、生徒の誤解を招くことのないよう、適正な会計処理を行わなければならない。学校徴収金が保護者の経済的負担のもとに徴収されていることを常に認識し、コスト意識をもって保護者負担の軽減に努めることが重要であることから、年間の収支と個人負担がどの程度必要かを保護者に知らせ、特に新入生の保護者には、入部後トラブルにならないよう概算を示す必要がある。

部費会計は原則として現金で保管せず、金融機関に口座を設け、支払いは原則として口座振替で行うとともに、横領や着服、リベートの享受、業者との癒着などの不祥事が発生しないよう、学校として組織的な点検・監査体制を整備することが必要である。

遠征などで臨時に必要な経費を徴収する場合は、その必要性を保護者へ事前に十分説明し、理解を求めるとともに、事後は速やかに文書で会計報告を行わなければならない。また、コンクールや地域の行事等への参加や発表会の開催等にあたり、参加費や会場使用料等の費用が発生する場合は、チケットは生徒が実際に必要な分のみを購入する形とし、不足する必要経費については部費等でまかなうなど、生徒や保護者の負担の軽減を常に考慮する必要がある。

なお、部費会計がどのように支出されているかを明らかにしていくために、金銭出納簿に必要事項を記入し、年度末等には必ず保護者会等で文書による会計報告を行い、関係書類は、担当部署・係等で一括して保管し、学校全体で把握するよう努めなければならない。

（参考）岡山県教育委員会「学校徴収金等取扱マニュアル」（令和６年）



©岡山県「ももっち」

4 部活動に関する服務等

(1) 特殊勤務手当

教職員が部活動指導に従事した場合は、部活動に係る特殊勤務手当（以下「部活動手当」という。）が次のとおり支給される。管理職は、部活動手当の支給に当たっては、特殊勤務実績簿と前記2「活動計画・活動実績の作成」において作成された活動計画及び活動実績と必ず照合すること。

表1 部活動に係る特殊勤務手当

支給対象業務	支給区分	支給単価
人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は勤務時間条例第2条第5項に規定する週休日若しくは休日等に行うもの	業務に従事した時間（就寝時間等は含まない。）が7時間45分程度	日額 5,100 円
学校管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動という。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	業務に従事した時間が3時間程度	日額 2,700 円
	業務に従事した時間が2時間程度	日額 1,800 円
〃（心身に特に著しい負担を与える場合として人事委員会が定める場合）	業務に従事した時間が4時間程度	日額 3,600 円

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（第34条第2項）

(2) 時間外在校等時間の上限の遵守

学校の設置者及び校長は、部活動の指導に係る時間を含め、教職員の在校等時間が長時間になり、上限を超えないよう留意する必要がある。

平日の部活動の指導時間はもちろんのこと、週休日等の部活動の指導、競技大会・コンクール等への引率業務、練習試合等への引率業務も在校等時間に含まれ、引率業務等の時間の把握は、出張に係る復命書や行程表、部活動手当の申請書や活動実績等をもって客観的に確認できるようにすることが可能と考えられる。

なお、在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、実際よりも短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

時間外在校等時間の上限時間

- ① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年）

(3) 法令等の遵守

部活動に関わる教員及び部活動指導員は、地方公務員の身分を有しているため、職務上及び身分上の義務が課せられており、これらに違反した場合は、懲戒処分の対象になる。

また、外部指導者についても、身分の上では公務員ではないが、生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為を行ってはならないことは同様である。

表2 懲戒処分の種類

処分	内容
免職	職を失わせる処分
停職	1 日以上 6 月以下の間、職務に従事させない処分
減給	1 日以上 6 月以下の間、給料の月額等の 10 分の 1 以下に相当する額を減ずる処分
戒告	非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

岡山県教育委員会「懲戒処分の指針」（令和 7 年 1 月）

部活動指導の場面で特に注意すべきこと

○体罰・不適切な指導・ハラスメントの禁止(➤第3章)

○自家用車への生徒の同乗(➤第8章の2)

○遠征先等での飲酒の禁止

遠征先や合宿所での宿泊を含め、生徒引率中に飲酒すると、不測の事態が起こった場合の適切な判断・対応ができないおそれがあり、安全管理上及び社会通念上問題があることから、厳に慎むこと。

○秘密を守る義務（守秘義務）

指導中に職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然であるが、その職を退いた後も同様に漏らしてはならない。不特定多数がいる場所で、生徒のことを話してしまうと、自分は漏らす気がなくても漏れてしまうことがあるため、厳に慎むこと。

外部に話すことだけでなく、大会や練習等の様子を無断でインターネットや SNS 上へ書き込むこと等も許されない。

○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

勤務校の方針に従うことは当然であるが、生徒に良い指導をしたいからという思いであっても、部活動は学校の教育活動の一環であることから、顧問以外の学校のOBや地域の方等に部活動の指導に協力いただく場合等は、事前に校長の許可を得ること。

Q & A

Q 1 毎月の活動計画や活動実績の確認について、校長へ提出を求めるのはなぜか。

生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、校長が管理・監督を行うためには、各部活動の活動内容を適正に把握する必要があるため、毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出することを求めているものである。

Q 2 活動計画や活動実績は毎月公表する必要があるか。

活動の透明性を担保し、学校部活動を開かれたものにするためには、活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）や活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を公表する必要がある。

公表の頻度や公表の方法については、各学校の実情に応じて判断するものとするが、学校の経営計画や部活動の方針に照らして適切な活動内容となっているか、休養日等の設定が遵守されているか、公表することによって第三者によるチェック機能が働くため、できる限り、作成の都度、公表することが望ましい。

なお、公表の方法としては、学校ホームページへの掲載のほか、学校便り等が考えられる。

Q 3 部活動において楽器等の学校の備品を生徒が使用しているが、そのメンテナンス費を生徒個人に求めてもよいか。

吹奏楽部等の一部の部活動において、楽器等の学校の備品を生徒が使用することがあるが、生徒に故意がなくとも、偶発的な事故や経年劣化等により破損し、修理が必要になることや、備品を良好に保つための定期的なメンテナンスが必要になる場合がある。そうした場合には、賠償責任保険や部費等で対応し、生徒個人が修理費等を負担することがないように留意する必要がある。

第2章 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進



©岡山県「ももっち」



©岡山県「うらっち」

- 1 生徒の心身の健康管理
- 2 部活動用指導手引の活用

I 学校部活動の運営の在り方

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

イ 学校部活動においては、校長は部活動の指導者に対し、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」や、岡山県教育委員会が令和 7 年 1 月に作成した「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」に則った指導を行い、体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶するとともに、「グッドコーチに向けた「7つの提言」」等も参考にした部活動の実践を推進する。県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援、指導及び是正を行う。

オ 学校部活動の指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

カ 学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、学校部活動の指導者は、本人の意思を尊重して入部や退部を行えるようにするとともに、特に退部の際には、退部に至った理由を十分に聞き取る。また、入部届や退部届を活用するなど、保護者との情報共有や記録管理を適切に行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

学校部活動の指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引（競技・習熟レベルに応じた 1 日 2 時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、前記 2（1）に基づく指導を行う。

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

1 生徒の心身の健康管理

(1) 生徒の自主的・自発的な活動の推進

学校部活動は、生徒が自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践するといった、主体的・対話的で深い学びとなるよう、自立した活動であることが求められる。

そのためには、部内で役割分担を明確にし、部員としての自覚を促すとともに、生徒代表の会議（部長会等）や部内のミーティング等で、自主的に取り組む経験を持つことが大切である。

生徒の意思に反して強制的に入部や退部させることは、部活動の趣旨に合致せず不適当である。入退部に際し、指導者は、生徒の意思を尊重するとともに入部届や退部届を活用するなど、保護者との情報共有や記録管理を適切に行う。特に休部や退部の際には、いじめやハラスメント等がその原因になっている可能性があることも考慮し、退部等に至った理由を十分に聞き取る必要がある。

(2) 良好な人間関係の構築

部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させたうえで取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となる。

生徒と指導者及び生徒相互の良好な人間関係が構築できるよう、ミーティングや部活動日誌等を活用して、生徒と指導者や部員間での意思疎通を図り、相互理解を深めることが大切である。そのためにも、指導者は、技術指導だけでなく、生徒の表情や様子を見たり、活動の雰囲気を感じたりすることが重要である。

また、部内でのルールを作り、規律ある行動や協調性、思いやりなどの社会性の育成に努めることも大切である。

(3) 生徒の健康と安全管理に関する指導

指導者は、日常の活動で、生徒の健康状態の把握に努めるとともに、施設・設備・用具等の点検を定期的実施し、部活動において生徒が心身の健康を損なうことがないよう留意する必要がある。

また、生徒が自他の安全に留意して活動できる資質や能力を身につけることができるよう指導することが必要であるため、部内での安全に関するルール作りと、その徹底が重要である。

さらに、禁止薬物についての知識を得て、生徒が適切でない内服薬等を使用しないよう、必要に応じて指導する。

(参考) 公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構

<https://www.playtruejapan.org/>



(4) 新入生への配慮

新入生は、新たな体験へ向けて、高い意欲と期待を持っており、入部当初の練習で「球拾い」「グラウンド整備」「譜読み」等に終始して、意欲を失うことのないように配慮することが大切である。

また、授業と部活動、家庭生活等、それぞれの活動をバランスよく進めることができるよう、初心者への指導には細心の配慮が必要である。

<配慮する内容の例>

- ☐ 入部の前に見学や仮入部期間を設け、じっくりと体験できるようにする。
- ☐ 体力や適性、練習への意欲など、3年間を見通して選択できるよう担任・顧問等が助言する。
- ☐ 特に初心者に対しては、競技や分野の特性に触れさせ、楽しさを味わわせるよう内容を工夫する。
- ☐ 入部当初は、上級生より早めに帰宅させる等、体力に合わせた練習内容とする。
- ☐ 掃除や挨拶などの約束事は、徐々に身につけるよう具体的に指導する。
- ☐ 上級生との対話の中で、部の一員としての自覚をもたせる。
- ☐ 生徒に任せ過ぎて、上級生が新入部員に対して行き過ぎた指導をすることがないようにする。

中学生から高校生の時期は、発育・発達段階に著しい差が見られるので、画一的な練習内容ではなく、個人差を踏まえた練習計画を作成する必要があります。



©岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

2 部活動用指導手引の活用

指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、指導を行う。

中央競技団体が作成する指導手引については、既に陸上競技、サッカー、バスケットボール、柔道、剣道、ソフトテニス、バレーボール、軟式野球、相撲、ソフトボール、テニスの競技団体が策定済みであり（令和7年3月末現在）、各中央競技団体のホームページに掲載されている。今後、文化部活動を含め、他の中央競技団体等でも指導手引を作成するよう、国から働きかけが行われているため、指導者は、関係する団体の情報を注視し、適宜活用すること。

（参考）スポーツ庁「運動部活動用指導手引」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm



©岡山県「ももっち」

Q & A

Q 4 部活動日誌は必ず作成しなければならないか。

日々の具体的な活動内容や反省、課題等を記入する活動日誌を作成することは、練習の改善や効率の向上を図るためには大変有効である。また、生徒が記入した内容に目を通すことで様々な情報を得ることは重要であるので、作成することが望ましい。

Q 5 女子生徒特有の健康管理について、どのような配慮が必要か。

思春期における継続的な激しい運動トレーニングや極端な体重制限などが原因で、女性アスリートには、「利用可能エネルギー不足」「運動性無月経」「骨粗しょう症」といった健康管理上の問題が起こることがあり、これらは身体の正常な発育、発達を妨げる可能性がある。そのため、指導者は、トレーニングの強度・頻度などの調整や階級のある種目における体重コントロールに留意する必要がある。

また、女性は月経中に体調不良が起こりやすいだけでなく、月経前後にもホルモンの急激な変化により、「腹痛」「腰痛」「頭痛」等の身体症状の他に「憂鬱」「怒りやすい」等の精神的不快感を伴うことがあり、指導者は、これらの症状についても配慮する必要がある。月経に伴う体調の変化は個人差が大きく、普段どおりの活動が可能な生徒もいれば、中には耐えがたい苦痛により、通常の活動が困難になる生徒もいることを理解し、不調を訴える生徒には、無理をさせることなく、活動の休止や見学、時間短縮や服装の配慮など、柔軟に対応することが求められる。

<利用可能エネルギー不足>

運動によるエネルギー消費量に対して、食事などによるエネルギー摂取量が不足した状態をさし、この状態が続くと、卵巣を刺激する脳からのホルモン分泌（黄体形成ホルモンなど）が低下したり、骨代謝などを含む身体の諸機能に影響を及ぼすと考えられる。

<運動性無月経>

これまでにあった月経が3か月以上停止した状態である「続発性無月経」のうち、運動が原因と考えられるもの。運動性無月経が発生する主な理由として、①利用可能エネルギー不足、②精神的・身体的ストレス、③体重・体脂肪の減少、④ホルモン環境の変化などが考えられる。

<骨粗しょう症>

無月経になることで骨量が減少し、疲労骨折を発症する危険が高まる。

（参考）独立行政法人日本スポーツ振興センター

「成長期女性アスリート指導者のためのハンドブック」

https://www.jpnport.go.jp/hpsc/business/female_athlete/program/tabid/1331/Default.aspx



Q 6 ほかに生徒の健康管理で気をつけることはあるか。

中学生から高校生にかけては、心身ともに大きく成長する時期であるが、生徒の発達の程度は個人差が大きいことや、日々の体調によってもパフォーマンスが大きく異なることから、指導者は、画一的なトレーニングや活動内容を一律に押しつけるのではなく、生徒一人ひとりの発達やその日の健康状態等に応じ、臨機応変に活動内容を変えることが求められる。

また、指導者は、貧血や起立性調節障害など、生徒本人の意欲に関わらず、だるさを感じたり、起きられなかったりすることがある疾患等についてもあらかじめ知識を得た上で、養護教諭、関係諸機関及び保護者等と連携して指導することが必要である。

(参考)「知っていますか？起立性調節障害」(岡山県教育委員会)
<https://www.pref.okayama.jp/site/16/604493.html>



**Q 7 高校入学前の生徒が高校の部活動の練習に参加することは可能か。
また、参加する場合、どのようなことに注意する必要があるか。**

顧問は、入学予定の生徒・保護者に対して指導方針、部の心得(約束事)、練習計画等を十分説明し、理解を得た後、安全に十分な配慮が可能であれば練習に参加させることができる。

ただし、中学校卒業日の翌日から高校入学日前日までは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外となるため、参加する生徒、保護者が自ら短期の傷害保険に加入するなど、万が一事故や傷害が発生した場合に備えなければならない。

また、中学校と高校の指導者同士のみならず、双方の管理職も入学予定生徒が練習に参加することを把握しておく必要がある。

Q 8 体力を向上させるために参考となることは。

県教育委員会では体育・保健体育の授業はもとより、学校部活動等でも活用できる「いきいき岡山っ子体力アッププログラム ハンディーバージョン(平成 24 年度)」を作成している。プログラムでは、55 の運動例を紹介し、それらを運動領域と体力要素のそれぞれの観点から分類し、目的に合わせた組合せができるようにまとめている。さらに 15 種目の追加プログラムも作成(平成 30 年度)している。

また、新体力テストの正しい実施方法及び実施時のポイントや、体力向上につながる運動等を紹介した動画「新体力クエスト」と、「実施の手引き」を作成しているので積極的に御活用いただきたい。

「いきいき岡山っ子 体カアッププログラム ～追加プログラム～」



<https://www.pref.okayama.jp/site/16/600544.html>



「新体カクエスト」（おかやま まなびとサーチ内）



<https://www.pref.okayama.jp/page/600544.html>



新体カテスト「実施の手引き」



<https://www.pref.okayama.jp/site/16/697332.html>



第3章 体罰・不適切な指導 ハラスメントの防止



©岡山県「ももっち・うらっち」

- 1 体罰・不適切な指導・ハラスメントに対する基本的な考え方
- 2 体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こす原因とその対処法

I 学校部活動の運営の在り方

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

イ 学校部活動においては、校長は部活動の指導者に対し、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」や、岡山県教育委員会が令和7年1月に作成した「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」に則った指導を行い、体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶するとともに、「グッドコーチに向けた「7つの提言」」等も参考にした部活動の実践を推進する。県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援、指導及び是正を行う。

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

1 体罰・不適切な指導・ハラスメントに対する基本的な考え方

学校部活動は、生徒がスポーツ・文化的活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義の大きい活動である。

このような、学校教育の一環として行われる学校部活動において、指導と称して殴る・蹴ること等、懲戒として体罰が禁止されていることは当然であるが、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為も許されることではない。

体罰・不適切な指導・ハラスメントは、直接それらを受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒にまで、肉体的、精神的に後々まで残る悪い影響を及ぼすことになる。

校長、指導者その他の学校関係者は、学校部活動での指導で、体罰・不適切な指導・ハラスメントを厳しい指導として正当化することは誤りであり、これらは生徒に対する人権侵害行為であり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶するための取組を行うことが必要である。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

「学校教育法第 11 条」

校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知
「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成 25 年 3 月 13 日付け）【抜粋】

部活動は学校教育の一環であり、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えないことに留意し、教育活動として適切に実施されなければなりません。

文部科学省「生徒指導提要」（令和 4 年 12 月）【抜粋】

岡山県教育委員会では、全ての教職員がいかなる場合においても体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されないという認識の下、児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めるために、平成 25 年 8 月に作成した「体罰防止ハンドブック」を改訂し、「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」（令和 7 年 1 月）を作成した。

体罰とは

- 次の行為のように、その行為の内容が、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）は体罰に該当します。次にあげる行為はその例です。
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 次の行為のように、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）は、体罰に該当します。次にあげる行為はその例です。
 - ・ 放課後に児童生徒を教室に残留させ、児童生徒がトイレに行きたいと訴えたが一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 宿題を忘れた児童生徒に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童生徒が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
- 次の行為のように、社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課すものは、体罰に該当すると考えられます。次にあげる行為はその例です。
 - ・ 健康状態を無視した、日常生活に支障を来すほどの疲労を伴う運動を強要する。
 - ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で、水を飲ませずに運動をさせる。
 - ・ 指示に従わない生徒に対して激怒して、パイプ椅子を振り上げたり、机を蹴ったりする。
 - ・ 個々の能力や特性に配慮することなく、科学的合理性を欠く練習を複数回課す。
 - ・ 試合に負けたり試合内容が不甲斐なかったりした場合の罰として、トレーニングの目的から外れた過度なランニングを課す。

体罰かどうかを判断する基準

- 懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件や以下に記載した観点の状況を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。
- 適切な教育的指導の一環として行われたものであったか、そうではなく感情的な行為であったか等について確認し、体罰に当たるかどうかを判断します。
- 懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たる場合は、体罰に該当すると判断します。
- 注意喚起行為等として行われたものであっても、単発のものでなく繰り返し行っているものや、顔面を叩いたり足を蹴ったりするなど程度の重いものは、体罰に該当すると判断します。また、結果として、児童生徒に鼻血や打撲などけがを負わせたものは体罰に該当すると判断します。
- 児童生徒から教職員に対する暴力行為に対して、教職員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使で、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は、体罰には該当しないと判断します。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に該当しないと判断します。

不適切な指導・ハラスメントとは

○ 不適切な指導とは、児童生徒の人格や人権、能力等を否定するような言動や児童生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことをいい、暴言やハラスメントといった不適切な言動も含みます。次にあげる行為は、不適切な指導と考えられ得る例です。

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に他の児童生徒の面前で叱責するなど、本人の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。
- ・ 適切な指導やアドバイスをせず、できないことを執拗に責め続ける。
- ・ 部活動や行事等に参加するために必要な情報を故意に伝えない。
- ・ 好き嫌いで児童生徒に対する指導の仕方や成績評価に差をつける。
- ・ 学校生活において、介助や支援を必要とする児童生徒に対し、トイレや食事などの必要な介助や支援を行わない。
- ・ 児童生徒の人格や存在価値を否定するような叱責等を行う。
- ・ 児童生徒の心情に寄り添うことなく、自身の価値観や理念を一方向的に押し付ける。

パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、県の「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、「職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの」と定義しています。児童生徒に対しても、人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える言動は、パワー・ハラスメント（児童等に対するパワー・ハラスメントに類する言動のことを言う。以下同じ。）に該当します。

パワー・ハラスメントかどうかを判断する基準

パワー・ハラスメントに当たるかどうかは、当該児童生徒又は目撃者や相談を受けた者の訴えの内容や当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境等の諸条件や次に記載した観点の状況を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。

適切な教育的指導の一環として行われたものであったか、そうではなく児童生徒に対する優越的な関係を背景として行われる、指導上必要かつ相当な範囲を超える言動であったかについて確認し、児童生徒の人格や尊厳を害し、又は精神的・身体的苦痛を与える行為であったかを踏まえ、パワー・ハラスメントに当たるかどうかを判断します。

セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、県の「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義していますが、児童生徒に対しても、次の行為のように、児童生徒を不快にさせる性的な内容の発言、電話、手紙の送付、電子メールやSNS等による通信、インターネット上の書き込み、身体等への不適切な接触、つきまとい等は、セクシュアル・ハラスメントに該当します。次にあげる行為はその例です。

- ・ 容姿や体型を話題にしたり、揶揄するように言ったり、性に関することを話題にしたりする。
- ・ 指導の際に、身体に寄りかかったり、髪や手に触れたり、マッサージと称して身体を触ったりする。
- ・ 「男子(女子)だから・・・」「女子(男子)のくせに・・・」など、性別で行動や役割分担を決めつける。
- ・ 児童生徒とSNS等でのやりとりを行い、児童生徒に対し、性的な冗談を含むメッセージを送る。

セクシュアル・ハラスメントかどうかを判断する基準

性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるかどうかについては、相手や周囲の児童生徒がどう感じているかが重要です。

セクシュアル・ハラスメントについては、当該児童生徒、目撃者、相談を受けた者からの訴えがあったり、周りの教員が気づいた場合は、セクシュアル・ハラスメントが行われたものと判断して対応する必要があります。

岡山県教育委員会「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」(令和7年1月)

2 体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こす原因とその対処法

(1) 誤った考え方や関係性の理解不足

① 体罰・不適切な指導・ハラスメントを容認し、正当化する誤った考え方

学校部活動の指導者の中に、時と場合によっては、ある程度の体罰や厳しい叱責、威圧的な指導等が生徒の教育には必要であり、学校部活動の指導者自身が過去にそういった指導を受けた経験から、教育的にも有効で、自分の指導方法は間違っていないとの認識により、「体罰・不適切指導・ハラスメントを容認し、正当化する考え方」が根強く残っていることが考えられる。体罰・不適切な指導・ハラスメントによって生徒の行動が変わったとしても、それは自主的、主体的な行動ではなく、恐怖心等によるものであり、教育的効果によるものではないことを理解する必要がある。生徒は人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在であり、いかなる理由があっても体罰・不適切な指導・ハラスメントは許されない。

② 学校部活動の指導者と生徒の関係性の理解不足

生徒は話しやすい学校部活動の指導者に親近感を持ち、自分の思いや悩みなどを話しやすいと感じるとともに、知識や経験が豊富で頼りになる大人として、憧れの存在になることもある。そのため、生徒の中には、そういった学校部活動の指導者の関心を引いたり、甘えたりする者もいる。一方、一部の学校部活動の指導者の中にはそのような生徒の言動を恋愛感情と勘違いしてしまう場合がある。このような勘違いからセクシュアル・ハラスメントを犯すようなことが絶対あってはならない。また、セクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景には、性別役割分担意識に基づく言動もあると考えられ、こうした言動をなくしていくことが必要である。

③ 立場の優位性の理解不足

学校部活動の指導者と生徒は、「指導する側と指導される側」「大人と子ども」といった上下関係や力関係から、いかなる状況においても学校部活動の指導者に優位性が生じるため、部活動では生徒は学校部活動の指導者からの指導等を基本的には受け入れざるを得ない立場にある。こうした状況の中、人間関係の優位性を持つ学校部活動の指導者は、自らの指示等を、相手が受け入れている、あるいは嫌がっていないと間違えて認識してしまうと、体罰・不適切な指導・ハラスメントを起こすリスクがあることを自覚する必要がある。また、学校部活動の指導者が自身の冷静さを保つことができず、怒りに任せた言動を行うことも体罰・不適切な指導・ハラスメントに繋がる。

<対処法>

◎学校部活動の指導者の意識改革に努め、指導力を高める

- 「厳しい指導」「愛の鞭」などと言って、体罰・不適切な指導・ハラスメントを正当化することは、大きな誤りである。また、「信頼関係ができているから」

「少しぐらいいは」といった甘えも、全く通用しない。全ての生徒が個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を、全学校部活動の指導者の共通理解のもと、意識改革を徹底していく必要がある。

- 問題行動などの結果や現象面だけを見て判断し指導するのではなく、生徒の生活背景や実態を把握し、そのような行動に至る原因を受け止め、保護者とも連携するなど生徒理解に努めながら、粘り強く指導することが大切である。
- 学校部活動の指導者が指導の在り方や生徒への関わり方について振り返り、体罰・不適切な指導・ハラスメントによらない指導法や、生徒との関わり方について、具体の事例を想定しながら研修し、自信をもって指導できる力を身に付けることが必要である。
- 学校部活動の指導者が、自分の中に生じた怒りをコントロールする方法を身につけるとともに、呼吸法や動作法などリラックスする方法を学ぶことも大切である。
- 全ての学校部活動の指導者が、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶は勿論、人権問題を直感的に捉える感性や人権への配慮が態度や行動に表れるよう、コンプライアンス研修などを活用し、計画的に研修を行うことが大切である。また、生徒にも個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等を理解できるよう、人権教育の充実を図ることが必要である。

◎生徒理解に基づく一人一人を伸ばす指導の充実を図る

- 自分自身のこれまでの日常的な指導の在り方や生徒への関わり方を振り返り、自己指導能力育成のための留意点を生かした積極的な生徒指導への見直しを図ることが必要である。
- 生徒が意欲的に学ぶための活動に努め、活動を通して成就感を味わえるように指導・支援していくことで、自己存在感を育んでいくことが大切である。
- 生徒が互いに認め合い、共感的な人間関係をつくることができるように指導・支援するとともに、自己決定の場を設定し、自己の可能性の開発を援助していくことも必要である。
- 「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育動画」を活用し、ミーティング等で毎年視聴する機会を設け、生徒が体罰・不適切な指導・ハラスメントに対する理解を得られるよう、各学校の実情に応じて取り組むことが必要である。また、保護者に対しても部活動懇談会等の機会をとらえ、当教育動画の視聴を促し、家庭における生徒との会話等から、体罰・不適切な指導・ハラスメントに気づけるよう理解を深めることも必要である。

(2)不十分な協力体制やチェック機能

学校部活動の指導者が孤立し、他の指導者の協力が得られずに指導がうまくいかない場合、学校部活動の指導者としての権威や自尊心を傷つけるような生徒の態度に対して、自分の指導が生徒の内面に入らない指導力の不足からくる苛立ちにより、衝動的に体罰に至ったり、厳しい叱責や高圧的な指導等がパワー・ハラスメントに至ることがある。そのようなことに至らないよう、日頃から管理職も含め、生徒指導について学校部活動の指導者間で話し合い、生徒指導における協力体制を構築しておくことが大切である。

また、部活動については閉鎖的な面があり、顧問1人が管理を一任されやすい構造的な問題を抱えている。そのような中で、「強くしてやりたい」「上手くしてやりたい」という顧問の指導方針に対して、周囲の指導者がその問題点を指摘しにくいという構図があると言われている。顧問以外の指導者の目が届かないことで、感覚が鈍ってくる面もあり、体罰・不適切な指導・ハラスメントに至りやすい危険性をはらんでおり、指導者相互や管理職によるチェックが必要である。

<対処法>

◎指導体制の在り方を点検する

- 指導に当たっては、余裕をもって生徒の話をじっくりと聞くとともに、指導の困難な生徒への対応について、学校部活動の指導者だけが抱え込まないようにし、養護教諭等やスクールカウンセラーなど複数の教職員でチームを組んで指導に当たることなどが必要である。また、生徒を多面的な視点で理解するとともに、発達や成長の過程を考慮して指導に当たることも大切である。
- 管理職は所属職員を監督する責務を有することから、「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」や「教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による児童生徒の自殺防止対策基本方針」等を熟知した上で、校内の指導体制を構築するとともに、助言や相談しやすい体制や雰囲気づくりを行う。
- 「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止のためのチェックシート」等を活用して定期的な点検を行い、体罰・不適切な指導・ハラスメントがないか確認することが大切である。
- 体罰・不適切な指導・ハラスメントが疑われる事案が発生した場合の聴き取りの手順や当該学校部活動の指導者への指導、校内体制の見直しなどを、あらかじめ想定しておく必要がある。
- 特に、部活動には閉鎖的な面があり、複数の顧問がいても、主たる顧問1人が管理を一任されやすい構造により、顧問による不適切な指導が確認しにくい 場合があることを十分認識し、複数による指導体制の構築や顧問以外の学校部活動の指導者相互、とりわけ管理職による十分な確認が必要不可欠であり、そのための仕組みを構築することが必要である。
- 体罰・不適切な指導・ハラスメントに至る環境を作らないために、誰にも伝えず密室等の他の生徒や教職員がいない場所での1対1の指導を行わない。

(3)学校と保護者・地域との認識の違い

保護者や地域の中には、時に体罰を含め、学校に強い指導を期待するなど、学校の取り組もうとしている指導方針との間に認識のずれが生じることがある。

<対処法>

◎保護者・地域との連携を図る

- 練習計画や部活動の公開などにより保護者等との積極的な情報共有を図るとともに、学校として取り組もうとしている指導方針と各部活動における指導や活動の実態にずれがないことを確認する必要がある。
- 保護者や地域住民の一部には、体罰を容認する考え方があることも予想されるが、学校として体罰・不適切な指導・ハラスメントを否定するという明確な生徒指導の方針を説明し、継続的な啓発を進めていくことが大切である。

岡山県公立学校教職員行動指針

わいせつ行為等根絶に向けて、以下の行為は決して行いません

- ・ 児童生徒と交際すること。
(児童生徒からの信頼や敬慕は「教育者としての教職員」に対するものです。「恋愛感情」ではありません。)
- ・ 私的な電子メールや SNS (付属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む。以下同じ。) を使って児童生徒へ連絡すること。
- ・ 児童生徒との間で SNS の ID やアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを伝え合うこと。
- ・ 児童生徒からの SNS のフォローリクエストや友達リクエスト等を承認すること。
- ・ 個人のスマートフォンや携帯電話を必要ないときに校内で持ち歩くこと。

岡山県教育委員会「わいせつ行為等根絶に向けた岡山県公立学校教職員行動指針」(令和2年3月)【抜粋】

法律上の責任の例

行政上の責任 (校長も監督責任を問われる場合がある。)

○地方公務員法 29 条 (懲戒)

職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

刑事上の責任

○刑法第 204 条 (傷害)

人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

○刑法第 208 条 (暴行)

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

○刑法第 223 条 (強要)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。

民事上の責任

○民法第 709 条 (不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

公共団体の責任

○国家賠償法第 1 条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

Q & A

Q 9 保護者等から厳しい指導を求められる場合に行われる体罰や、児童生徒に対する親しさの表現としての身体接触は許されるのか。

「保護者から『うちの子どもを強くするためなら、少々叩いてもかまいません』と申出があったため、体罰の許可を得ている。」「何度注意しても指導に従わず、反抗的な態度をとる姿を見て、他の児童生徒が同調するのを防ぐためにはやむを得ない。」「指導のために愛情をもって児童生徒を軽くたたくことは、時には必要である。」等の考えは全て誤った認識であり、いかなる理由からでも体罰・不適切な指導・ハラスメントを行うことは許されない。

また、教職員等による児童生徒性暴力等は、法律により禁止されている。 unnecessary 身体接触で児童生徒を不安にさせることや性的羞恥心を害する言動（セクシュアル・ハラスメント）を行うことは、「児童生徒性暴力等」に該当し、全て法律違反である。

児童生徒性暴力等

- ① 児童生徒等（学校に在籍する幼児、児童又は生徒及び18歳未満の者をいう。）に性交等を行うこと又は性交等をさせること
- ② 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又はわいせつな行為をさせること
- ③ 児童ポルノ法違反
- ④ **児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと等**
 - ・ 衣服その他身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の**身体の一部に触れること**
 - ・ 盗撮
- ⑤ **児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動（SNSやメール等を用いることを含む。）であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと**

※刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない

「岡山県教育委員会『教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律』研修資料」

Q10 体罰・不適切な指導・ハラスメントと通常の指導による肉体的、精神的負荷との違いは。

学校教育において教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされている。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成 25 年 3 月 13 日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））

学校部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。各学校の設置者、学校、指導者は、指導での共通的及び各スポーツ・分野の特性に応じた指導内容や方法を考慮しつつ、検討、整理の上、一定の認識を共有し、実践していくことが必要である。

体罰・不適切な指導・ハラスメントに該当する行為の例

○身体に対する侵害

- ・指導者の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○人間性を否定したり人格の尊厳を損ねたりするもの

- ・「お前は役に立たない。」「ここにいる価値がない。」「もういらん。帰れ。」などと人格を否定するような発言をする。

○肉体的苦痛を与えるもの

- ・別室指導のため、生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。



©岡山県「いぬっち」

体罰根絶全国共通ルール

(1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール

ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）

イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。

また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。

平成26年5月20日付け、26全国高体連第42号
体罰根絶全国共通ルールの策定について（通知）抜粋

表3 叱責と指導の違い

ハラスメントになりがちな叱責	コミュニケーションのある指導
自分の価値観で一方的に相手を否定する	相手の価値観を認めた上で注意する
相手を受け入れずに、ダメ出しをする	相手の長所をほめつつ厳しく言う
相手の性格やくせなど人格そのものを否定する	あくまで部活動内で生徒が担う役割の範囲で叱責する
相手の立場や環境を全く考慮に入れずに叱る	相手の立場や置かれた状況を考慮に入れた叱り方をする
ミスは絶対に許さないという対応	ミスをどのように防ぐかをともに考える
場合によっては、相手がダメになっても仕方がないという厳しい指導	相手を何とか成長させるように仕向ける指導を心がける

（参考）金子雅臣「土間動パワハラ対策—指導・教育に遠慮はいらない」（月間人事労務2012年9月）

第4章 適切な休養日等の設定



©岡山県「ももっち・うらっち」

- 1 適切な休養日の設定
- 2 適切な活動時間の設定

I 学校部活動の運営の在り方

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

(ア) 中学校

- ・ 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日 (以下「週末」という。) は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間 (オフシーズン) を設ける。
- ・ 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日 (学期中の週末を含む。) は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(イ) 高等学校

- ・ 学期中は、原則、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・ ただし、週当たり 2 日以上 of 休養日の設定が困難な場合は、少なくとも週当たり 1 日以上 of 休養日 (週末のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること。) を設けることとする。その際は、学校の部活動の実態に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行うこと。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間 (オフシーズン) を設ける。
- ・ 1 日の活動時間は、原則、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日 (学期中の週末を含む。) は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・ ただし、競技や分野の特性等により 1 日の活動時間が原則を超える場合は、長くとも平日では 3 時間程度、休業日は 4 時間程度を上限とする。その際は、週当たりの活動時間の上限は 16 時間程度とし、各学校において適切に設定すること。

イ 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、前記アと同様とする。

ウ 小学校段階においても、教育課程外の活動として、スポーツ・文化芸術活動を実施している場合があるが、その場合についても、成長期にある児童が、教育課程内の活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、前記アを参考に、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

1 適切な休養日の設定

(1) 学期中の休養日

学期中は、週当たり2日以上の休養日^①を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

ただし、高等学校段階では、週当たり2日以上^②の休養日の設定が困難な場合は、少なくとも週当たり1日以上^③の休養日（週末のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること。）を設けることとする。その際は、学校の部活動の実態に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行う。

休養日の考え方

○中学校

<OKの例>

月	火	水	木	金	土	日
○	○	×	○	○	○	×

月	火	水	木	金	土	日
○	○	×	○	○	×	×

<NGの例>

月	火	水	木	金	土	日
○	○	×	×	○	○	○

月	火	水	木	金	土	日
○	○	○	○	○	×	×

○高等学校

<OKの例>

月	火	水	木	金	土	日
○	○	×	○	○	○	×

月	火	水	木	金	土	日
○	○	○	○	○	○	×

<NGの例>

月	火	水	木	金	土	日
○	○	×	○	○	○	○

※例外を適用する場合でも、週末のいずれかは原則として休養日に当てるよう努める必要がある。

原則

例外



©岡山県「うらっち」

（２）週末に大会がある場合

週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する。ただし、試験期間や保護者懇談、年末年始など、本来部活動のない期間への名目上の振替は行わない。

また、吹奏楽部等の一部の部活動においては、運動部活動の応援として大会等へ同行することや地域の催しへ参加することなども想定されるが、週末の活動が常態化することがないように留意するとともに、生徒及び指導者に過度な負担とならないよう精査することが必要である。

休養日の振替の考え方

○週末に大会等がある場合

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
○	○	×	○	○	○	大会	×	○	×	○	○	○	×

大会前であっても、平日に少なくとも1日は休養日を設定する必要がある。

本来、日曜日を休養日としていたところ、大会により活動を実施したため、次の月曜日に休養日を振替した。

（３）長期休業中の休養日

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。



©岡山県「ももっち」

2 適切な活動時間の設定

(1) 活動時間の定義

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）における「活動時間」とは、学校管理下において、スポーツ・文化芸術活動を行っている時間を意味しており、活動時間中は、顧問の監督のもとに活動を実施する必要がある。

活動時間の考え方

○活動時間に含まれるもの

- ・ 学校管理下での自主練習や朝練習
- ・ ウォーミングアップ
- ・ クーリングダウン

○活動時間に含まれないもの

- ・ 会場への移動、準備、片付け
- ・ ミーティング
- ・ 複数校で練習試合を実施する際の休憩、見学の他、審判、審判補助、記録員等の試合の補助等

(2) 1日の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ただし、高等学校段階では、競技や分野の特性等により1日の活動時間が原則を超える場合は、長くとも平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限とする。その際は、週当たりの活動時間の上限は16時間程度とし、各学校において適切に設定する。

なお、学校の最終下校時刻の早まる冬季の活動時間を夏季に割り当て、年間の活動時間を平均する等によって、1日の活動時間の上限に収めるということは想定していない。

○高等学校

<OKの例>

月	火	水	木	金	土	日
2	2	2	3	3	4	×

月	火	水	木	金	土	日
3	3	×	3	3	4	×

○いずれも週の活動時間は16時間以内であり適切

<NGの例>

月	火	水	木	金	土	日
3	3	3	3	3	4	×

×週の活動時間が19時間であるため、休養日を増やすか、1日の活動時間を減らす工夫が必要

（３）練習試合等での活動時間の考え方

練習試合等については、１日の活動時間が３時間を超えることも考えられるが、２週間連続した週末に時間超過して活動する等、常態化することがないように留意するとともに、生徒及び指導者に過度な負担とならないよう配慮することが必要である。

（４）朝練習や自主練習

朝練習や全体練習後に生徒が自主練習を行うことも考えられるが、学校管理下での朝練習や自主練習は１日の活動時間に含めるとともに、顧問の監督のもとに実施する必要がある、生徒の登校時間が早くなったり、帰宅時刻が遅くなることで、安全管理上危険なことが想定される場合は、許可しない等の対応が必要である。

また、朝練習を行うことで、十分な睡眠や休養が確保できない状態が常態化すると、疲労が蓄積するばかりでなく、トレーニング効果を十分に得ることができないことが考えられる。朝練習を行う場合は、放課後の練習時間が十分に取れない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行う必要がある。

なお、自主練習を行う場合であっても、学校が設定する生徒の最終下校時刻は、必ず遵守させなければならない。



©岡山県「ももっち」

Q & A

Q11 県方針で示す活動時間に、科学的根拠はあるのか。

国のガイドラインでは、『スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について』（平成 29 年 12 月 18 日 公益財団法人日本体育協会）において示されているとおり、『休養日を少なくとも 1 週間に 1 ～ 2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい』とされており、これを 1 つの科学的根拠としている。

文化部活動に属する生徒についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送る必要があることから、運動部活動と同様としている。

Q12 1（1）「学校の部活動の実態に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行う」とあるが、具体的にはどういうことなのか。

休養日は週当たり 2 日以上設けることが原則であるため、週当たり 1 日しか設けることができない場合には、それが、各学校の部活動の実態に照らして、真に適切であるかどうか、定期的・継続的に検討する必要がある。

Q13 1（3）「長期の休養期間（オフシーズン）」を設けるのであれば、負担のない範囲で効果が期待できる「強化練習を行う期間」を作っても良いのではないか。

年間の計画を立てる際に「強化練習を行う期間」を設けることも考えられるが、その場合であっても、次の項目に十分配慮し、計画の作成と指導を行うことが必要である。

- ・ 年間全体の負担を考慮した参加する大会や練習試合の精選
- ・ より効率的、効果的な練習方法等の検討と導入
- ・ 1 週間の中に適切な間隔により休養日や活動を振り返ったり、考えたりする日の設定
- ・ 1 日の適切な練習時間の設定

Q14 「競技や分野の特性等」とは、どのようなことを想定しているのか。

特殊な場所や環境（山、海、川、専用施設等）での活動が必要な場合を想定しており、主な活動場所が学校外となる登山、ボート、カヌー、セーリング、自転車競技等がある。例えば、ボート部であれば、平日は、校内でローリングマシン等でのトレーニングを行い、週末は、学校外の河川に設置されているボートコースでの活動等が想定される。

また、その部活動の活躍が、町おこし等につながっており、地域からさらなる活躍を期待されているなどが想定される。

Q15 吹奏楽等では、活動の性質上、個人練習が必要になる。その際、設備の問題から自宅等では練習を行うことができない場合に、自主練習の場所として学校施設を使用させ、顧問は指導を行わない場合であっても、活動時間に含む必要があるか。

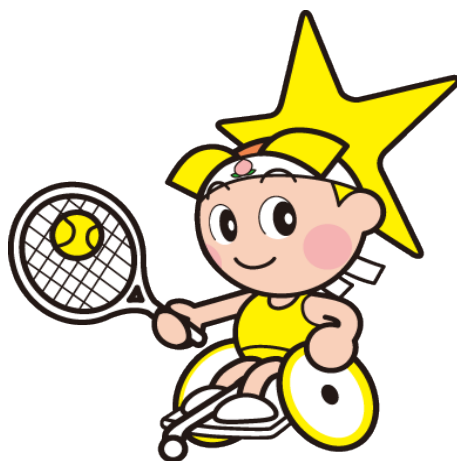
音楽室等の学校施設を利用した自主練習は、学校管理下で行われているものと考えられるため、活動時間に含まれる。学校管理下で行われる自主練習の時間も含めて顧問は管理する必要がある。

また、自主練習は、本人の希望によって行われるものであって、同調圧力や指導者の威圧的な態度等によって強制することは決してあってはならない。



©岡山県「ももっち・うらっち」

第5章 生徒のニーズを踏まえた スポーツ・文化芸術環境の整備



©岡山県「ももっち」

- 1 誰もが参加しやすい学校部活動
- 2 合同部活動の実施

I 学校部活動の運営の在り方

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

1 誰もが参加しやすい学校部活動

学校は全ての生徒の教育に責任を負っており、スポーツや文化芸術活動などに苦手意識を持つ生徒や障害のある生徒などにとっても参加しやすい環境が確保されることが望ましい。

校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置することとしているが、その際、誰もが参加しやすいよう、スポーツや文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮を行い、楽しみを目的とするレクリエーション的な活動を含めた、多様な学校部活動を設置するよう努める。

2 合同部活動の実施

少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者を配置できず、指導を望む教員もいない場合も想定されるが、その場合には、学校の設置者及び学校等の関係機関は、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進していくことが望ましい。

（１）協定書等の締結（参考様式例： 82 ページ）

複数校による合同部活動を整備することは、生徒にとって、自分が打ち込んできた学校部活動を断念せず、継続して取り組むことができる有効な方策である。実施に当たっては、指導の形態や事故発生時の対応や責任の在り方などに配慮する必要がある、あらかじめ、両校の学校長の合意を得るとともに、学校間で協定書等を取り交わしておくことが求められる。

（２）活動計画の作成及び体制整備

合同部活動の活動計画を作成する際には、学校間・指導者間で、技術指導や生徒指導の在り方等について十分協議し、緊密な連携のもとに指導体制を確立し、無理のない活動計画の立案をしなければならない。その際、それぞれの学校の年間計画や学校行事等に配慮し、部員のための活動とならないようにすることが大切である。

また、指導者は両校の生徒の技術レベルの実態やこれまでの練習方法等を把握し、無理のない活動となるよう、安全管理に配慮する必要がある。活動中における救急・緊急連絡体制についても各校の危機管理マニュアル等で十分に確認しておくとともに、活動場面以外でも、生徒の移動経路や移動方法等を把握し、生徒が安全に移動・下校できるよう十分に指導しておくものとする。

Q & A

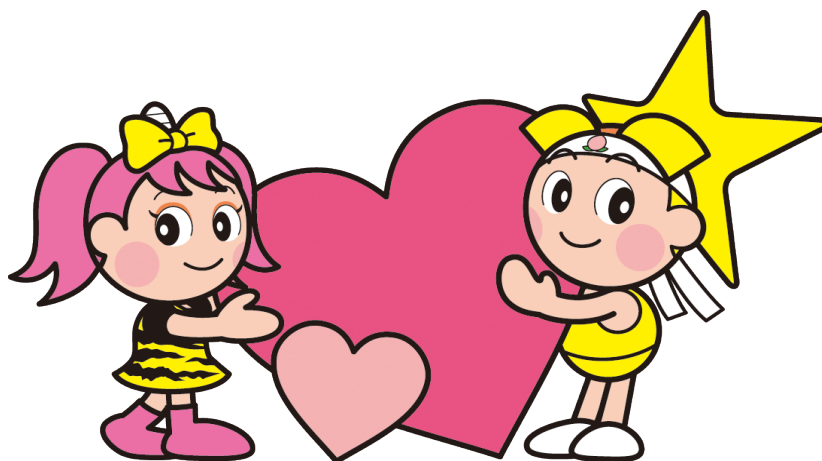
Q16 合同部活動を実施した際、合同チームで各種大会・コンクール等に参加できるのか。

複数校による合同チームでの各種大会・コンクール等の参加は、大会等によって認められている場合がある。詳細は、学校において、大会等の主催者が定める大会・コンクール等の参加規定を確認すること。



©岡山県「ももっち」

第6章 安全管理と事故防止



©岡山県「ももっち・うらっち」

- 1 事故の未然防止
- 2 熱中症への対応
- 3 事故発生時の対応

I 学校部活動の運営の在り方

5 安全管理と事故防止について

ア 校長は、学校部活動における安全管理について、県教育委員会が作成する「学校部活動指導資料」を踏まえ、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

学校部活動の指導者は、前記の「学校部活動指導資料」を活用し、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

また、学校敷地外の人損・物損事故の回避を図るため、活動方法の工夫に努めること。

イ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

1 事故の未然防止

(1) 施設・設備の安全管理

学校部活動は、主に学校の施設・設備を使用して実施されるため、学校環境の安全を保つことが実施の上で重要である。

学校環境の安全を保つためには、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

安全点検の対象や内容は多岐にわたり、また、安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節、あるいは時間、落雷や自然災害を含む気象条件により劇的に変化するものである。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。

安全点検の確実な実施のために、学校保健安全法施行規則のほか、『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（平成 31 年 3 月改訂 文部科学省）や「学校保健・安全・給食管理の手引」（令和 3 年 3 月 岡山県教育庁保健体育課）を活用し、事故防止を図ること。

表 4 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検の例

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期 1 回以上計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期 1 回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的行わなければならない（規則 28 条第 1 項）
	毎月 1 回計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則 28 条第 1 項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・ 運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・ 暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・ 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則 28 条第 2 項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則 29 条）

参考：文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（平成 31 年 3 月）

また、サッカーやハンドボールのゴール、テント、ピッチングマシン及び防球ネット等の移動設備については、重大な事故が過去に起きていることから、特に固定の状態、破損の有無を定期的に確かめるとともに、移動した場合の設置場所の適切さ及び固定状況の点検は、必ず実施する。

（２）生徒への安全教育

施設・設備の安全管理のみでは、生徒の安全確保の実現は難しく、生徒自身が、より安全な行動を意思決定したり、行動選択したりすることを促すため、安全教育が重要になる。

具体的には、生徒が自他の身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう、施設、用具等の扱い方及び安全を確保するためのルールや決まり等についての指導を行い、意識の高揚を図ることが必要である。

特に、陸上競技の投てき種目（やり投・砲丸投・円盤投・ハンマー投）については、落下地点の状況、他の部員等の位置や動きの確認をすることや他の部活動・種目と時間帯を分ける等、指導を徹底すること。

（３）生徒の体調管理

部活動における事故を防止するには、活動実施前の安全管理や安全教育のみならず、活動中も気象条件や生徒の体調の変化等を見逃さないことが重要である。特に、炎天下での練習や激しい運動により汗をかくような時には、熱中症や脱水症状等に注意する必要がある。

活動前後についても、生徒の顔色・表情・応答・練習への意欲等を観察するとともに、事前に既往症や治療中の怪我や病気等についても把握することや、帰宅後に体調を整え疲労回復に努めることができるようにすることが大切である。

顧問が途中で活動の場を離れる場合などは、他の部活動の顧問や他の教員等に監督を依頼する等の対応をするとともに、具体的な活動内容や方法を指示し、生徒が安全に活動できるよう配慮しなければならない。顧問や他の教員等が誰も活動場所に付くことができない場合は、練習を中止する等の対応も必要である。

（４）部外者へ及ぼす損害の防止

競技によっては、活動エリアや学校敷地の外に用具が飛び出すこと等により、生徒自身や指導者のみならず、部外者に身体的、物的な損害を与える可能性がある。

これらを未然に防止するためには防球・防矢ネット等その競技に応じた施設・設備の整備が重要である。一方で、施設・設備の整備には限界があること、また、たとえ整備がなされていたとしても、想定外の使い方をした場合には、本来有する性能を発揮できない可能性があることから、まずは施設・設備を適正な方法で使用することや既存の環境下でいかに安全に活動できるかを考慮した上で練習方法の工夫等を最大限行うことが必要である。

それでも万が一損害を与えた場合には、学校は相手方に真摯に対応するとともに、損害を与えるに至らなかった場合でも、偶発的なこととして一過性の対応とするのではなく、原因の分析と再発防止策の検討が肝要である。

落雷事故

- ・ 屋外での体育活動をはじめとする教育活動において、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、雷鳴が聞こえたときには、すぐ近くに雷雲がある認識をもつ必要があります。また、天候の急変などの場合は、躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置をとることが重要です。
- ・ 落雷等事故防止のため、事前に天気予報を確認する場合は、気象庁ホームページで提供される「ナウキャスト」を活用するなど、効果的な情報収集に努めることが大切です。

(参考) 気象庁ナウキャスト (降水・雷・竜巻)

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#lat:37.640335/lon:142.855225/zoom:6/colordepth:deep/elements:thns>



2 熱中症への対応

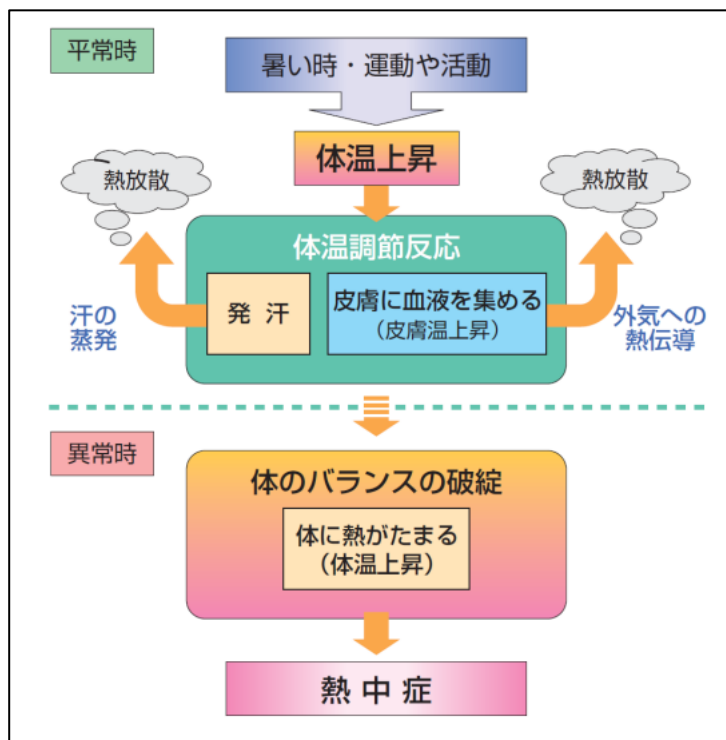
(1) 熱中症とは

私たちの体は、運動や体の営みによって常に熱が産生されるので、暑熱環境下でも、異常な体温上昇を抑えるための効率的な体温調節機能が備わっている。暑い時には、自律神経を介して末梢血管が拡張する。そのため皮膚に多くの血液が分布し、外気への放熱により体温低下を図ることができる。

また汗をかくことで、「汗の蒸発」に伴って熱が奪われる（気化熱）ことから体温の低下に役立つ。汗は体にある水分を原料にして皮膚の表面に分泌される。このメカニズムも自律神経の働きによるものである。

このように私たちの体内で本来必要な重要臓器への血流が皮膚表面へ移動すること、また大量に汗をかくことで体から水分や塩分（ナトリウムなど）が失われるなどの脱水状態になることに対して、体が適切に対処できなければ、筋肉のこむら返りや失神（いわゆる脳貧血：脳への血流が一時的に滞る現象）を起こす。そして、熱の産生と熱の放散とのバランスが崩れてしまえば、体温が急激に上昇する。このような状態が熱中症である。

図3 熱中症の起こり方



参考:文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(令和3年5月)

(2) 熱中症の症状

熱中症は、「暑熱環境にさらされた」状況下での体調不良である。軽症の場合「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などを生じるが、意識ははっきりしている。中等症では、全身の倦怠感や脱力、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢等の症状が見られる。このような症状が現れた場合には、直ちに医療機関へ搬送する必要がある。重症では高体温に加え意識障害がみられる。けいれん、肝障害や腎障害も合併し、最悪の場合には死亡する場合もある。

熱中症の症状には、典型的な症状が存在しない。暑さの中にいて具合が悪くなった場合には、まず、熱中症を疑い、応急処置あるいは医療機関へ搬送するなどの措置を講じるようにする。

（３）熱中症の予防策及び発生時の対応

熱中症は、予防策を知っていれば、発生や悪化させることを防ぐことができる。日常生活における予防は、体温の上昇と脱水を抑えることが基本である。そのため、まず大切なのは、暑い環境下に長時間いることを避けることである。学校部活動の中ではスポーツ活動や表現活動において熱中症を発症することが多く、スポーツなどの体を動かす状況では、それほど気温の高くない環境下でも熱中症を引き起こすことがある。暑くないから大丈夫と思うのではなく、活動中の生徒の状態をよく観察して、異常がないかを確認することが大切である。

＜熱中症予防の原則＞

- ア．環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
- イ．暑さに徐々に慣らしていくこと
- ウ．個人の条件を考慮すること
- エ．服装に気を付けること
- オ．具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

ア 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

（i）環境条件の把握

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなる。熱中症の危険性を予測するための環境条件の指標に「暑さ指数（WBGT）」がある。暑さ指数（WBGT）は気温、気流、湿度、輻射熱を合わせたもので、暑さ指数（WBGT）計で測定する。ただし、暑さ指数（WBGT）計がない場合は、乾球温度（気温）や湿球温度、気象庁のホームページを参考にすることもできる。

（ii）運動量の調整

運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性は高くなる。環境条件・体調に応じた運動量（強度と時間）にするようにする。暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れるようにする。激しい運動では休憩は30分に1回以上とることが望ましい。強制的な運動は厳禁である。

（iii）状況に応じた水分・塩分補給

暑い時期は、水分をこまめに補給する。汗からは水分と同時に塩分も失われる。汗で失われた塩分も適切に補うためには、0.1～0.2%程度の塩分を補給できる経口補水液やスポーツドリンクを利用するとよい。

イ 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症事故は、急に暑くなった時に多く発生している。具体的には、梅雨明け直後など急に暑くなった時、合宿の初日に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生しやすくなっている。これは体が暑さに慣れていないためである。急に暑くなった時は運動を軽くし、暑さに慣れるまでの数日間、休憩を多くとりながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やしていくようにする。週間予報等の気象情報を活用して、気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成するとよい。

ウ 個人の条件を考慮すること

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながる。疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢など、体調の悪いときには無理に運動をしない。運動前、運動中、運動後の健康観察が重要である。学校で起きた熱中症死亡事故の7割は肥満傾向の人に起きている。このほかにも、体力の低い人、暑さに慣れていない人、「筋肉のこむら返り」など軽症でも一度熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので注意が必要である。運動やトレーニングを軽減する、水分補給をしっかりとる、休憩を十分とるなどの予防策について特に配慮する必要がある。

エ 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

暑い時は熱中症が起こり得ることを認識し、具合が悪くなった場合には、ただちに、必要な処置をとるようにする。具合が悪くなった場合には、すぐに活動を中止し、風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内等に避難させる。水分を摂取できる状態であれば、冷やした水分と塩分を補給するようにする。飲料としては、水分と塩分を適切に補給できる経口補水液やスポーツドリンクなどが最適である。ただし、水を飲むことができない、症状が重い、休んでも回復しない場合には、病院での治療が必要であるため、医療機関に搬送する。

応答が鈍い、言動がおかしいなど重症の熱中症が疑われるような症状がみられる場合には、直ちに医療機関に連絡する。それと同時に、現場でなるべく早く冷やし、体温を下げることが重要である。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるかにかかっている。

参考:文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(令和3年5月)

表5 熱中症予防運動指針

気温	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	・特別の場合以外は運動を中止する。 ・特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	・激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 ・運動する場合には、10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 ・暑さに弱い人(体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など)は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休息)	・積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 ・激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	・熱中症の兆候に注意し、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	・通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(令和元年)

熱中症に関する参考資料

- 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm



- 競技者のための暑熱対策ガイドブック(前半)
https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/resources/jiss/jigyoku/pdf/shonetsu_2-23pp.pdf



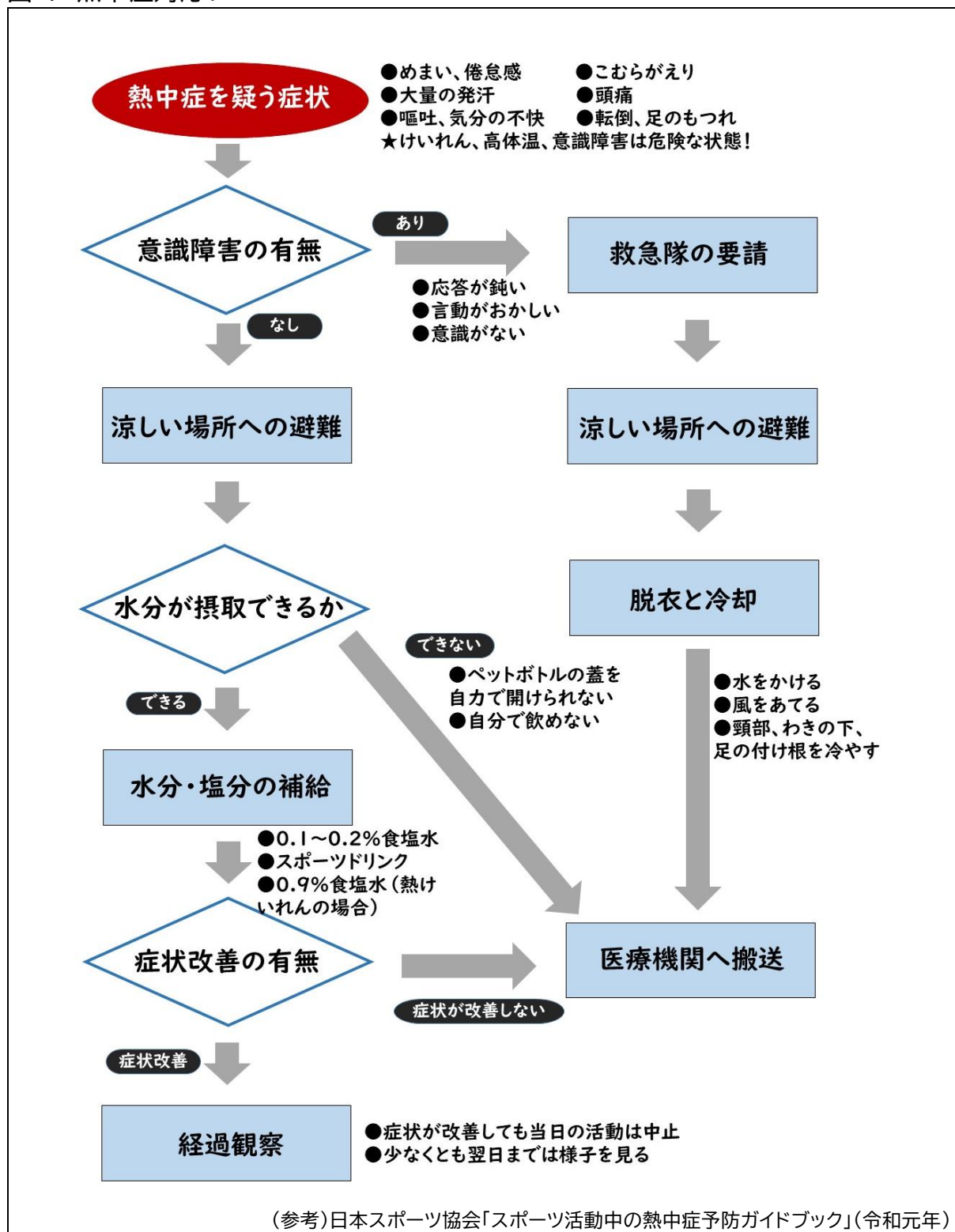
- 競技者のための暑熱対策ガイドブック(後半)
<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/resources/jiss/jigyoku/pdf/shonetsu-24-43pp.pdf>



- 競技者のための暑熱対策ガイドブック 実践編
<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/resources/jiss/jigyoku/pdf/shonetsu2.pdf>



図 4 熱中症対応フロー



(参考) 熱中症事故防止チェックリスト

(1) 日頃の環境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らししていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
☐	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

(2) 児童生徒等への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする)
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動(登下校を含む)を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数(WBGT)を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況によりAEDの使用も視野に入れる）
☐	活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する

参考：学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）

3 事故発生時の対応

(1) 事故発生時に取るべき対応

万一事故が発生した場合、直ちに校内外の救急体制が機能するよう、教職員の役割をあらかじめ明確にしておく必要がある。

①応急処置及び安全確保

- ・ 連絡を受けた教職員は負傷の程度を確認し、可能な応急処置を施す。
- ・ 意識を失った時点で、他の教職員に**救急車出動を要請**し、管理職へ報告する。
- ・ 救急車到着までの所要時間に留意しながら、必要に応じて、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）を行う。
- ・ 救急車が到着した際に、**既往歴、事故発生時からの時系列の生徒の状況と学校の対応等をメモしたものを救急救命士に渡し、救急車にはその時の状況が説明できる教職員を1名同乗させる。**
- ・ 現場に残った教職員は、他の生徒の不安を取り除き、練習を中止するなど適切な指示を行うとともに現場を保存する。

②危機管理体制の確立

- ・ 校内救急体制に基づき、管理職は関係教職員に対応を指示する。
- ・ **記録者を決め**、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- ・ 情報の混乱を避けるため、関係機関との対応には管理職が当たり、窓口を一本化する。

③保護者への対応

- ・ 保護者（加害・被害がある場合はその両方）に、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応等について連絡・説明する。
- ・ 管理職、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。
- ・ 生徒の容態等が安定した後、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明する。

④関係機関への連絡

- ・ 管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後適宜、状況を報告し、助言を受ける。
- ・ 事故の程度や状況、生徒の容態によっては警察へも連絡する。その場合、教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへのプレス発表を行う。

⑤その他

- ・ 学校は事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して事故原因について究明し、生徒や保護者へ説明する。また、教育委員会へ文書で事故報告を行い、事故の原因をもとに、事故防止対策等を見直し、今後の再発防止に取り組む。

（参考）岡山県教育委員会「危機管理マニュアル」（平成26年）

※大会引率時の事故発生については、P70にも記載

（２）生徒へのケア

事故によっては、当該生徒やその他の生徒の精神的なケアについても配慮する必要があり、養護教諭や関係諸機関と連携しながら、迅速に対応しなければならない。その上で、事故の発生原因や発生後の措置等について問題点を明確にし、反省と改善について全職員で共通理解を図り、再発防止に取り組む。

事故で休んでいる生徒に対しては、早急な見舞いや家庭訪問を行い、生徒並びに保護者へ適切な対応を行うとともに、当該生徒の状況に応じて板書ノートのコピー等を届けることやタブレット端末を活用したオンライン授業の実施など、授業の不安を払拭するような配慮も必要である。

また、長期にわたり通常の練習等に参加できない生徒に対して、指導者は、治療の状況に応じて、本人の意向を確認し、可能な範囲で生徒が部活動に継続的に関わり、治療後に円滑に活動へ復帰できるよう配慮する必要がある。



©岡山県「ももっち」



©岡山県「うらっち」

Q & A

Q17 部活動中に眼鏡等の私物が破損した場合は、生徒の自己責任となるのか。
また、その際、発生した怪我等の医療費は、学校が負担するのか。

部活動等の学校管理下であっても、生徒の過失又は生徒同士の偶発的な事故により、私物が破損した場合、補償については当事者間で話し合う必要があり、学校に賠償責任はない。保護者会等を通じて、眼鏡など、活動中でも必要かつ破損しやすい物品を使用する場合は、必要により個人で保険に加入する等の措置を講ずるよう促す必要がある。

学校管理下の事故について、学校設置者が損害賠償責任を問われるのは、教職員の故意若しくは過失のある行動によって事故が起きた場合又は施設が通常備えるべき安全性を欠いていたために事故が起きた場合である。なお、学校管理下の部活動等で事故が発生し、怪我等で医療機関を受診した場合は、日本スポーツ振興センターの災害給付共済により医療費や見舞金の給付が受けられる。その際、各自の健康保険の制度を利用することが前提となる。

第7章 学校部活動の地域との連携等



©岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

- 1 学校部活動の地域との連携
- 2 地域連携・地域移行に向けた環境整備

Ⅱ 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ア 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力を得て、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での学校部活動の地域連携を進める。
- イ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- ウ 各地域において、休日における新たな地域クラブ活動への将来的な移行に向け、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するための検討が進められることが考えられるが、県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、検討に必要な情報の提供や、保護者等への理解促進等、協力・連携して取り組むものとする。
- エ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず、平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。
- オ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるような環境を整える。
- カ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会及び校長は、教員等が地域クラブ活動での指導を希望する場合は、国が示す手引き、関係通知等を踏まえ、兼職兼業の判断を適切に行うものとする。

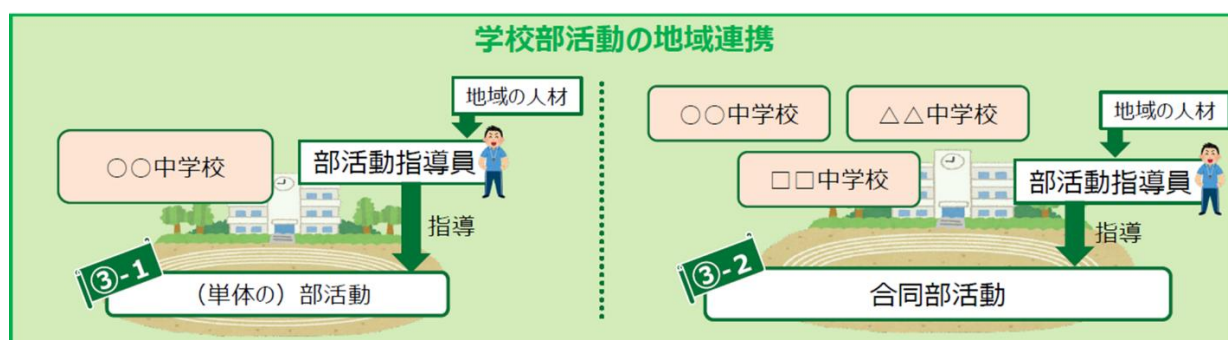
「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

1 学校部活動の地域との連携

生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、学校は、保護者の理解と協力を得ながら、学校部活動と地域の連携についての取組を推進していく必要がある。

具体的には、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日や、場合によっては平日の練習も共同で実施することや、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするよう配慮することが求められる。

図5 学校部活動の地域連携



スポーツ庁及び文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン参考資料」
(令和4年12月)



©岡山県「ももっち」

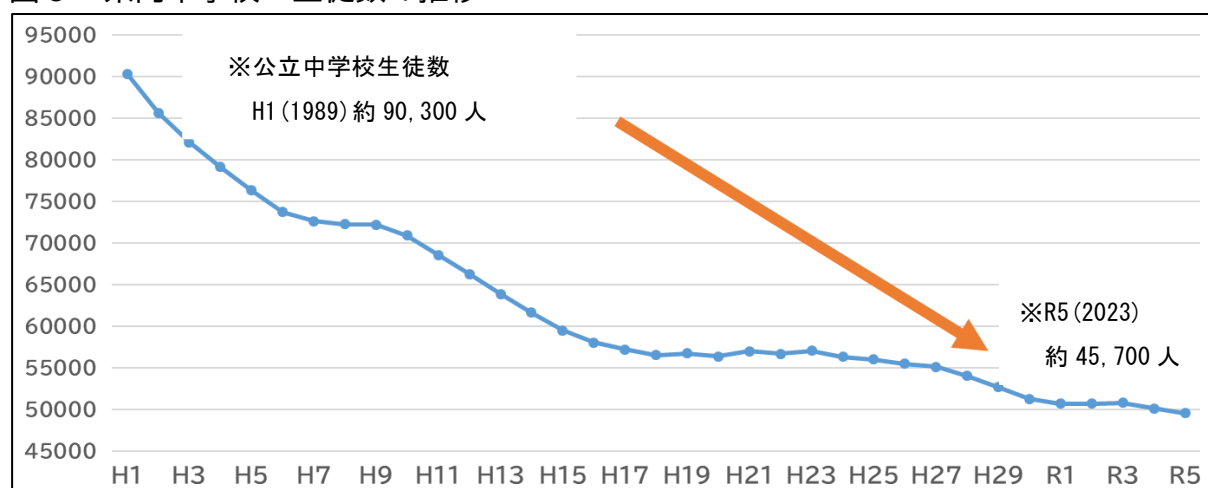
2 地域連携・地域移行に向けた環境整備

(1) 休日の学校部活動の地域連携・地域移行に向けて

学校の部活動を巡る状況については、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増している。全国的に深刻な少子化が進行していることに加え、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画は教員にとって大きな業務負担となっている実態があり、これまでと同様の学校部活動の維持・継続は困難になってきている。

そのため、国において、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を学校部活動から新たな地域クラブ活動へ将来的に移行することを見据え、様々な取組が進められており、本県においても、国の方針に従い、休日の中学校の学校部活動を地域の実情等に応じて段階的に地域連携・地域移行することで、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の確保を行うことを検討している。

図6 県内中学校 生徒数の推移



学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務

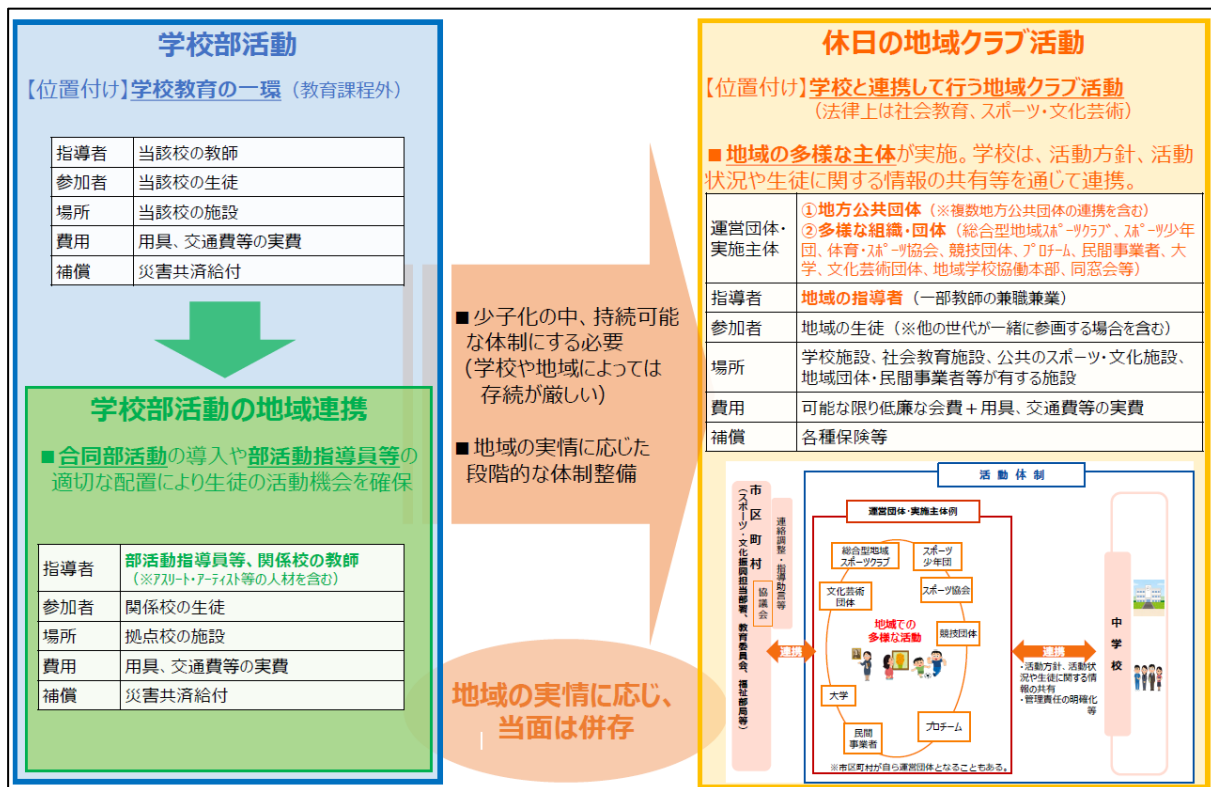
- ・ 調査・統計等への回答等 (事務職員等)
- ・ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)
- ・ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)
- ・ **部活動** (部活動指導員等)

※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。

中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成 31 年 1 月 25 日）

今後、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するための検討が進められることが考えられるが、校長は、こうした検討が円滑に進められるよう、検討に必要な情報の提供や保護者等への理解促進等、地域との連携・協力を図る。

図7 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

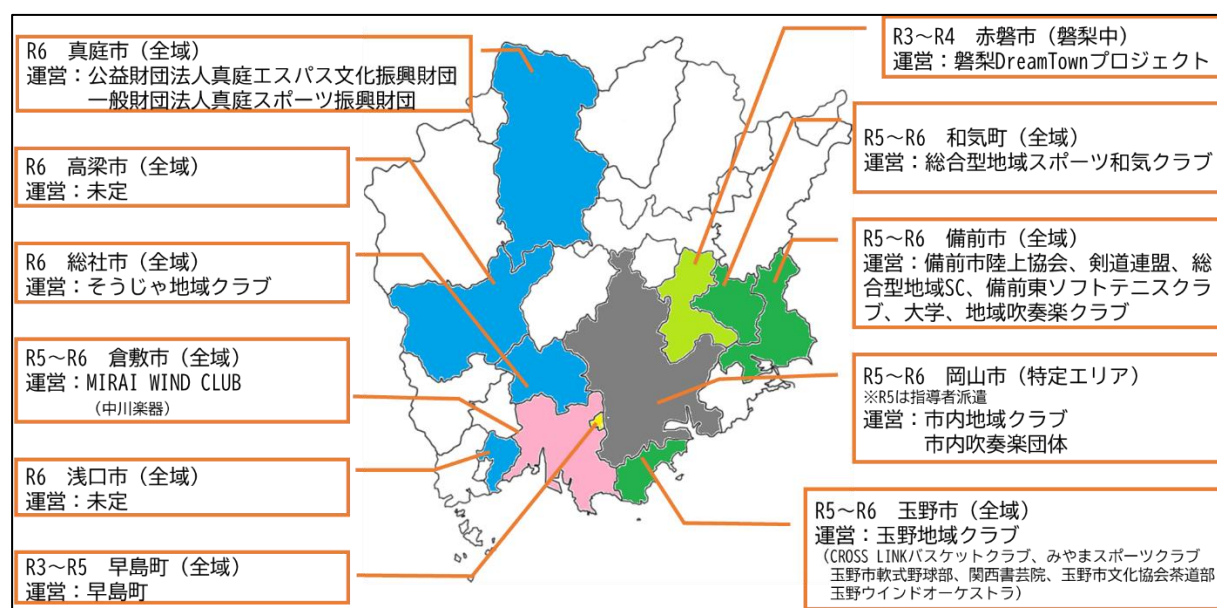


スポーツ庁及び文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン参考資料」（令和4年12月）



©岡山県「ももっち」

図8 部活動の地域移行 国の実証事業の受託市町村(令和7年1月現在)



岡山県教育委員会「第1回合同連絡会資料」(令和6年6月)

(2) 教員等の兼職兼業

地方公務員である公立学校の教職員は、当該教職員が希望する場合であって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条等の規定に基づき、サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、営利企業等に従事することができる。地域クラブ活動に従事することを希望する教職員については、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することができる。

兼職兼業の許可の判断を行う際に留意すべき事項

- ① 児童生徒の学びの保障や教師の健康管理の観点等の学校運営に支障がないこと
- ② 保護者や地域住民への説明責任を引き続き果たせるような態様であることなど学校や教師への信用を失墜させないこと
- ③ 当該教師の学校における労働時間と地域団体の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定される法定労働時間(原則として1日について8時間、1週について40時間)を差し引いた時間(いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間)が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当であること。ただし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条第2項の教育職員の場合は、この労働時間にはいわゆる「超勤4項目」に関する業務に従事する時間のみが通算されることとなるため、当該時間のみならず、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号。以下「文部科学省指針」という。)の趣旨も踏まえ、文部科学省指針に規定する在校等時間についても通算の対象として扱い、在校等時間も含めて通算された時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれるかどうか確認・判断することが望ましいこと。その際、教育委員会が地域団体や学校、教師本人とよく連携して対応することが求められること。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育課『「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について』(令和3年2月17日2初初企第39号)

第8章 大会等への参加



©岡山県「ももっち」

- 1 大会等の参加の在り方
- 2 大会等の引率

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

4 県大会をはじめとする大会等の在り方

ウ 県学校体育連盟、県学校文化連盟、県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、中学校の生徒が学校教育活動として参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や学校部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、参加する大会数の上限の目安等を定める。

また、文化部活動においては、地域からの要請により地域の行事や催しに参加したり、運動部活動の応援として試合に同行したりすることも考えられるが、生徒が参加する活動の上限の目安等は、それらを含めて、総合的に定めるものとする。

エ 校長は、県学校体育連盟、県学校文化連盟、県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会が定める前記ウの目安等を踏まえ、生徒にとっての教育上の意義や、生徒や学校部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

1 大会等の参加の在り方

大会やコンクール等に参加することは、日常の練習の成果を確かめたり、他校生徒との交流を深めたりすることに役立ち、生徒にとって有意義なものである。

一方、度重なる大会等への参加は、生徒や顧問の負担が過度となるおそれがあることから、学校は、大会等の主催者・趣旨・参加対象・期間・会場等についてよく確認するとともに、教育上の意義を考慮して、参加する大会等を精査し、参加申し込みに際しては、本人の意思や健康状態及び学業等を十分配慮するとともに、保護者の理解も十分に得るようにしなければならない。

参加する大会等の上限の目安の考え方

昭和 54 年の文部省通知「児童・生徒の運動競技について」の廃止に伴い、平成 13 年 3 月 30 日付で、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、財団法人全国高等学校体育連盟、財団法人日本中学校体育連盟、全国連合小学校長会による申し合わせで、新たな基準が設けられた。この「基準」では、主催者及び参加に当たっての留意事項とともに、参加できる地域の範囲及び参加回数等を明示している。また、参加に当たっては、主催団体を確認し、規模・日程等に無理が無く、教育的配慮が十分なされていることが必要となる。

○運動部の考え方

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として都道府県内における開催・参加とする。
- ② 中学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間 1 回程度とする。
- ③ 高等学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加のほかに、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間 2 回程度とする。
- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省（文部省）と財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

文部科学省「児童生徒の運動競技について」（平成 13 年 3 月 30 日）

○文化部の考え方

文化部においては、大会や地域の行事、催し物等への参加が結果的に長時間の活動に結びついていくことが指摘されており、上限の目安は、「休養日や活動時間が方針に則った適切な状況になること」であると考え。様々な大会やコンクール、地域の行事などがあり、それぞれに主催者がいるため地域における大会等の把握に努め、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、各学校で精査することとしている。

2 大会等の引率

大会等の引率については、綿密な計画の作成と安全の確認、生徒等への事前の安全に関する指導の十分な実施及び学校部活動の指導者体制が通常と異なる場合の役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。このとき、生徒等が学校部活動の指導者から離れて活動する場合などは、生徒等から学校部活動の指導者への連絡方法や引率する学校部活動の指導者から学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備しておく必要がある。

また、あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておくとともに、引率する学校部活動の指導者の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。さらに、AEDを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参するなどの対応が必要であるとともに、使用方法等について学校部活動の指導者間で確認しておく必要がある。

万が一、事故等が発生した場合には、状況に応じた適切な応急手当を行う。また、生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、生徒等が動揺しないように冷静な態度で的確な指示を与える。引率責任者は、事故等発生状況及び対処の概要を学校へ急報する。学校は、それを受け、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。事故等の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

引率者は、事前指導に加え、生徒の健康管理や事故防止に万全を期すとともに、学校との連絡を密にすることが重要である。引率に当たっては、余裕を持った行動計画を立て、生徒の安全確保の観点から、原則として公共交通機関を利用する。

【参考】文部科学省（学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育）P72, 73

県立学校における取扱い(参考)

県教育委員会では、県立学校に対して、自家用車の公務使用や生徒等の同乗に関する取扱いについて取扱要領等を定めている。自家用車へ生徒等を同乗させて、万一事故が発生した場合、その結果は重大なこととなるため、この取扱いについては厳格な運用をすること。

○生徒等の同乗が可能な場合

- ・災害発生等により、急病人の救護等の用務を行う場合
- ・学校の管理下において行われる教育活動であって、当該職員が所属する学校以外の場所で行われる行事等に参加する生徒等を引率する場合において、通常利用する公共交通機関がないこと、その運行便数が少ないこと等により、生徒等の指導上適切な対応ができないため、当該職員が公務に使用する自家用車に同乗させることが必要な場合（当該職員が運転する場合に限る。）

岡山県教育委員会「自家用車の公務使用に係る生徒等の同乗に関する取扱要領」

ただし

上記の場合であっても、次の場合には同乗させることはできない

- ・任意保険として、保険金額無制限の対人賠償保険及び保険金額 1,000 万円以上の対物賠償保険又は自動車損害賠償責任共済並びに、保険金額 1,000 万円以上の搭乗者保険に加入していない場合
- ・運転が深夜に及ぶことが予想される場合
- ・自動二輪車又は原動機付自転車を使用する場合
- ・同乗する生徒等の保護者が同意していない場合
- ・その他校長が適当でないと認める場合

(参考通知)

- ・平成 17 年 2 月 23 日付 教総人第 600 号「自家用車の公務使用に関する取扱いについて」
- ・平成 17 年 2 月 23 日付 教総人第 601 号「自家用車の公務使用に係る生徒等の同乗に関する取扱いについて」
- ・平成 21 年 7 月 13 日付 事務連絡「運動部活動における引率時の事故防止について」

Q & A

Q18 中学生は国民スポーツ大会（国民体育大会）に参加できるのか。

一部の競技について、中学校第3学年に在学する生徒に限り参加が認められている。参加については、参加可能な競技範囲についてのスポーツ庁の最新通知を確認し、事前に学校教育への影響を十分に検討し、教育的意義についても配慮することが必要である。

Q19 生徒がオリンピック・パラリンピック競技大会等へ参加できるのか。

オリンピック・パラリンピック競技大会等や当該競技大会に向けた選手強化合宿等への参加については、体力に優れ、著しく競技水準の高い児童生徒から各種競技大会等への参加について申出があった場合、生徒の個性・能力の伸長、競技力向上の見地から、心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ参加を認めている。判断が困難な場合は、県教育庁保健体育課又は管轄の市町村（組合）教育委員会に相談をしていただきたい。

Q20 保護者が自家用車に我が子とともに他の生徒を乗せて大会等へ送迎するようなことについて、どのように考えればよいか。

事故が発生した際の補償や、人間関係のトラブルを避けるために、保護者が自家用車に我が子以外の生徒を同乗させ、試合等へ送迎することは控えることが望ましい。

原則として、大会等の移動は公共交通機関を利用すること。

【参考様式例 1】学校の部活動に係る活動方針

	年 月 日
岡山県立 校長 ○ ○	学校 ○ ○
年度 岡山県立 学校 部活動に係る活動方針	
1 本校に設置する部活動	
2 目 標	
(1) (2) (3)	※部活動が、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである事を踏まえ、部活動を通して、生徒に何を身につけてほしいのか等を記載すること。
3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）	
(1) 休養日 (2) 活動時間 (3) (4) (5) 活動方針、活動計画、活動実績の公表	
4 その他	
(1) 体罰・不適切な指導・ハラスメント等を根絶するための取組 (2) (3) (4) その他	※この項目は必ず記載すること

【参考様式例 1】学校の部活動に係る活動方針 記入例

令和 7 年 月 日

岡山県立〇〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇

令和 7 年度 岡山県立〇〇〇〇学校 部活動に係る活動方針

1 本校に設置する部活動

- (1) 運動部活動 (30 うち男子 16、女子 14)
陸上競技 (男女)、水泳 (男女)、バスケットボール (男女)、バレーボール (男女)、卓球 (男女)、ソフトテニス (男女)、ハンドボール (男女)、サッカー (男子)、バドミントン (男女)、柔道 (男女)、ボート (男女)、剣道 (男女)、弓道 (男女)、テニス (男女)、登山 (男女)、硬式野球 (男子)
- (2) 文化部活動 (13)
演劇部、合唱部、吹奏楽部、ダンス部、放送部、書道部、美術部、文芸部、囲碁将棋部、かるた部、茶道部、華道部、E S S 部

2 目 標

- (1) 生徒が生涯にわたり、スポーツ・文化芸術活動に親しむ基盤を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。
- (3) 健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。(運動部)

3 部活動の運営について (校内での取り決め事項等)

- (1) 休養日
- ・原則、毎週水曜日は完全休養日とし、週末は、土日のどちらかを休養日とする。ただし、別紙に定める部活動については例外とする。
 - ・大会や地域の催し等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ、活動から前後 1 週間以内のいずれかの日に振替休養日を設けることとする。
 - ・定期テストの 1 週間前からは、活動を行わない。
 - ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動を行わない。
- (2) 活動時間
- ・平日は長くとも 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。ただし、別紙に定める部活動については、例外とする。
 - ・朝練習は、原則行わない。
 - ・大会やイベント前など、一時的に活動時間の延長が必要な場合や、朝練習を実施する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。(原則、大会やイベントの 1 週間前に限る。)
 - ・下校時刻を厳守する。(〇〇時〇〇分 完全下校)
- (3) 遠征・合宿
- ・遠征や合宿を実施する際は、1 週間前までに、校長へ遠征・合宿届を提出する。
- (4) 大会参加
- ・大会参加は、中(高)体連主催大会及び中(高)文連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会や地域の催し等への参加及び他の部活動の応援への同行については、事前に校長の許可を得ることとする。

(5) 活動方針、活動計画、活動実績の公表

- ・活動方針は本校HPに掲載する。
- ・活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）は部活動便りにより公表する。
- ・活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）は本校HPに掲載する。

4 その他

(1) 体罰・不適切な指導・ハラスメント等を根絶するための取組

- ・顧問は、生徒の成長をサポートするための指導に努め、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・年2回（○、○月）、部活動に係る体罰・不適切な指導・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- ・コーチング推進コンソーシアムが提唱する、グッドコーチに向けた「7つの提言」について全顧問に周知する。

(2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）

- ・年度始めに顧問会議を実施し、学校教育目標に沿った部活動の方針について、共通理解を図ることとする。
- ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、部活動が生徒にとってよりよい環境となるよう、適切な指導に向けた研修や情報共有を図る。

(3) 部費の取扱い

- ・部費や部活動に係る生徒からの集金の取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。
- ・決算報告については、顧問は校長に提出した上で、保護者にも適切に報告する。

(4) その他

- ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。
- ・顧問は、部活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。
- ・また、部活動通信等で保護者にも活動計画や活動実績の報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。
- ・入部届や退部届を活用するなど、保護者との情報共有や記録管理を適切に行う。

(別紙)

「令和7年度 岡山県立〇〇〇〇学校 部活動に係る活動方針」例外規定

○ 活動方針の「3（1）休養日」について、次のとおりとする。

ア 本校の特色づくりの観点から、次の部活動については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

〇〇部 〇〇部

イ 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

〇〇部 〇〇部

○ 活動方針の「3（2）活動時間」について、次のとおりとする。

特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限として活動することを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は16時間程度とする。

〇〇部 〇〇部

○ これらの規定はあくまで例外であり、今後、原則的な取扱いに向けて、定期的・継続的に協議を行うものとする。

【参考様式例 2】年間の活動計画(ver.1)

[illegible]

【参考様式例 2】年間の活動計画(ver.1) 記入例

[illegible]

【参考様式例 3】年間の活動計画(ver.2) 記入例

学校長	関係教職員	作成者

部活動名							主な活動場所				
指導者	顧問①		顧問①		顧問①		部活動指導員①		部活動指導員②	外部指導者①	外部指導者①
部員数	1年生		2年生		3年生		合計				
	男	3	男	3	男	3	男	9			
	女	4	女	4	女	4	女	12			
	計	7	計	7	計	7	計	21			
活動日及び活動時間	月		火		水		木		金	土	日
	16:00 ~ 18:00		16:00 ~ 18:00		~		15:30 ~ 18:00		16:00 ~ 18:00	9:00 ~ 12:00	~
	2:00		2:00				2:30		2:00	3:00	
休養日	・原則として毎週水曜日と日曜日 ・定期考査の1週間前から終了するまで ・夏季休業中及び冬季休業中の閉庁日										
主な活動予定	4月	・新入生歓迎行事（部紹介）、保護者説明会（4/20）、強化練習会（4/29）、練習									
	5月	・練習、練習試合、審判講習会									
	6月	・練習、練習試合、県総体（6/15,16）									
	7月	・練習、練習試合、インターハイ（7/27~29 3年生引退）、3年生→2年生引継式									
	8月	・練習、夏季合宿									
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
	1月										
	2月										
	3月										
参加予定大会	・県総体（6/15、6/16）										
	・インターハイ（7/27~7/29）										
参加予定行事	・〇〇市市民駅伝大会										
活動目標	・部活動を通じて、〇〇という競技に親しみ、社会性やチームワークを養う。 ・インターハイ出場を目標とし、互いに切磋琢磨する中で、一人ひとりの成長につなげる。										
年間必要経費	大会参加費	ユニフォーム	用具修理						その他	合計	
	10,000	20,000	30,000	0	0			3,000	63,000		
備考											

【参考様式例 4】月間の活動計画・実績(ver.1)

令和 年度 毎月の活動計画・実績									
部活動名 【 】									
4		月	目標			休養日(基準)	日	活動時間(基準)	時間
日	曜	学校行事等	練習内容等 (公式戦・練習試合等)	場所	活動時間	計	チェック		
1日	土				～				
2日	日				～				
3日	月				～				
4日	火				～				
5日	水				～				
6日	木				～				
7日	金				～				
8日	土				～				
9日	日				～				
10日	月				～				
11日	火				～				
12日	水				～				
13日	木				～				
14日	金				～				
15日	土				～				
16日	日				～				
17日	月				～				
18日	火				～				
19日	水				～				
20日	木				～				
21日	金				～				
22日	土				～				
23日	日				～				
24日	月				～				
25日	火				～				
26日	水				～				
27日	木				～				
28日	金				～				
29日	土				～				
30日	日				～				
1日	月				～				

休養日計画	0	日	活動計画時間	0:00	時間
休養日実績		日	活動実績		時間

【参考様式例 4】月間の活動計画・実績(ver.1) 記入例

令和5年度 毎月の活動計画・実績

②目標を入力

部活動名 【 サッカー 】

4	月	目標 基礎練習の徹底	休養日(基準) 8 日	活動時間(基準) 48 時間
---	---	------------	-------------	----------------

日	曜	学校行事等	(公式)	活動時間	チェック
1日	土		休養日		
2日	日		基礎練習	9:00 ~ 11:00	
3日	月		基礎練習	グラウンド 13:00 ~ 15:00	
4日	火		基礎練習	グラウンド 9:00 ~ 11:00	
5日	水		休養日		
6日	木	始業式	基礎練習	グラウンド 13:00 ~ 15:00	2:00
7日	金	入学式	基礎練習	グラウンド 13:00 ~ 15:00	2:00
8日	土				
9日	日				
10日	月				
11日	火		戦術練習・1年基礎練習	グラウンド 9:00 ~ 11:00	2:00
12日	水		休養日		
13日	木	新入生歓迎行事	基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
14日	金		戦術練習・1年基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
15日	土		休養日		
16日	日		練習試合	〇〇校グラウンド 9:00 ~ 12:00	3:00
17日	月		戦術練習・1年基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
18日	火		基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
19日	水		休養日		
20日	木		基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
21日	金		基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
22日	土		休養日		
23日	日		戦術練習・1年基礎練習	グラウンド 9:00 ~ 12:00	3:00
24日	月		戦術練習・1年基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
25日	火		戦術練習・1年基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
26日	水		休養日		
27日	木		戦術練習・1年基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
28日	金		戦術練習・1年基礎練習	グラウンド 16:00 ~ 18:00	2:00
29日	土		休養日		
30日	日		戦術練習・1年基礎練習	グラウンド 9:00 ~ 12:00	3:00

休養日計画	8 日
休養日実績	日

活動計画時間	49:00 時間
活動実績	時間

【参考様式例 5】月間の活動計画・実績(ver.2) 記入例

2023	年度	4	月	月間活動計画・実績表								
部活動名				学校長		関係教職員		作成者				
日	曜	活動内容	計 画			活動内容	実 績			備 考		
			活 動 時 間				活 動 時 間					
			始	終	時間数		始	終	時間数			
1	土	○	9:00	12:00	3:00	○	9:00	12:00	3:00			
2	日	休			0:00	休			0:00			
3	月	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
4	火	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
5	水	休			0:00	休			0:00			
6	木	休			0:00	休			0:00	入学式		
7	金	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
8	土	○	9:00	12:00	3:00	○	9:00	12:00	3:00			
9	日	休			0:00	休			0:00			
10	月	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
11	火	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
12	水	休			0:00	休			0:00			
13	木	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
14	金	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
15	土	○	9:00	12:00	3:00	○	9:00	12:00	3:00			
16	日	休			0:00	休			0:00			
17	月	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00	新入生体験入部開始		
18	火	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
19	水	休			0:00	休			0:00	部活動オリエンテーション		
20	木	○	16:00	18:00	2:00	M			0:00	顧問不在によりMTG		
21	金	○	16:00	18:00	2:00	M			0:00	顧問不在によりMTG		
22	土	○	9:00	12:00	3:00	○	9:00	12:00	3:00			
23	日	休			0:00	休			0:00			
24	月	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
25	火	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
26	水	休			0:00	休			0:00			
27	木	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
28	金	○	16:00	18:00	2:00	○	16:00	18:00	2:00			
29	土	試	9:00	13:00	4:00	試	9:00	12:00	3:00	〇〇高で練習試合		
30	日	休			0:00	休			0:00			
計	日				0:00				0:00			
合計		○	試	M	休	活動時間	○	試	M	休	活動時間	
		19日	1日	日	10日	46:00	17日	1日	2日	10日	41:00	

○＝通常練習、試＝大会や練習試合等、M＝ミーティング、休＝休養日

【参考様式例 6】合同部活動実施に関する協定書

学校間連携による運動部活動に関する協定書（例）

- 1 （ A ）学校と（ B ）学校は、次の計画に従って学校間連携による運動部活動（以下「合同部活動」という）を実施する。

学校名	実施種目	顧問氏名	部員数	連携の形態	活動日・時間	活動場所
A 学校	〇〇〇部	〇〇〇〇	〇名	受入	〇・〇曜日 00:00～ 00:00	A学校 グラウンド
B 学校		〇〇〇〇	〇名	派遣		
技術指導 担当者	(A) 学校 職・氏名 (教諭 〇 〇 〇 〇)					

2 指導体制等

- (1) 両校の顧問は、技術指導や生徒指導について十分協議するとともに、それぞれの生徒に対し、合同部活動実施上の留意事項を十分指導する。
- (2) 技術指導に当たる（ A ）学校の指導者は、（ B ）学校の生徒を指導する場合でも（ A ）学校の生徒に対する場合と同様の安全配慮義務を負うものとする。
- (3) 「日本スポーツ振興センター法」に基づく給付手続きを行う場合は、当該生徒の在籍している学校の校長が処理する。

3 連絡体制等

- (1) 指導を（ A ）学校の指導者に委ねる場合、（ B ）学校の顧問は、事前に自校生徒の健康状態等指導上必要な情報を、（ A ）学校の指導者に連絡する。
- (2) 両校の顧問は、その日の活動人数や健康状態等を事前に確認するとともに、活動終了後、実施状況を確認する。

4 移動経路

- (1) （ B ）学校の生徒は、所定の経路を、所定の方法で移動する。
- (2) 活動終了後、（ B ）学校の生徒は（ A ）学校から各自所定の経路で下校する。

5 この協定書の内容に変更が生じた場合は、変更点を両校で確認の上、速やかに変更する。

6 この協定書に定めのない事項については、その都度、両校で協議する。

7 この協定書の有効期間は、協定書作成日から実施年度末までとする。

合同部活動を実施するため、（ A ）学校と（ B ）学校は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

（ A ）学校長 〇 〇 〇 〇 印

（ B ）学校長 〇 〇 〇 〇 印

※なお、参考例は運動部のものであるが、文化部においても、合同部活動を実施する場合には、これに準ずるものとする。

岡山県 学校部活動の在り方に関する方針

**令和7年1月
岡山県教育委員会**

目 次

前文	・ ・ ・ 1
本方針策定の趣旨等	・ ・ ・ 2
I 学校部活動の運営の在り方	・ ・ ・ 3
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	
(1) 休養日及び活動時間の基準	
(2) 適切な休養日等の設定	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	
5 安全管理と事故防止について	
II 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動 への移行に向けた環境整備	・ ・ ・ 12
III 大会等の在り方の見直し	・ ・ ・ 13
1 生徒の大会等の参加機会の確保	
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
(1) 大会等への参加の引率	
(2) 大会運営への従事	
3 生徒の安全確保	
4 県大会をはじめとする大会等の在り方	

前 文

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、全国的に少子化が進行する中、本県においても、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教員が部活動顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 本県の生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 国においては、平成 30 年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成 31 年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。このことを受け、令和 2 年に、スポーツ庁及び文化庁は、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとした。
- 令和 4 年 6 月及び 8 月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、令和 4 年 12 月に、スポーツ庁及び文化庁において「学校部活動及び新たな地域ク

ラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定された。

- こうした国の動向も踏まえ、本県においても、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築に努める必要があり、状況に応じて本方針についても改訂を行う。
- さらに、学校部活動の指導に当たり、体罰（暴力）及び不適切な指導（生徒の人格や人権、能力等を否定するような言動や、生徒に恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことを言い、暴言やハラスメントといった不適切な言動も含む。）は、いかなる場合も許されず、根絶しなければならない。

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 9 月）」と「岡山県文化部活動の在り方に関する方針（令和元年 9 月）」を統合し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものである。
- 本方針は、本県の公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動を主な対象とする。
- 高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の学校部活動についても本方針を原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）段階においても、一部の学校においては、同じようにスポーツ・文化芸術活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を中心に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

- 県教育委員会は、市町村（組合）教育委員会等と連携を図り、「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築する」という観点に立ち、学校部活動が地域、学校、活動分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

I 学校部活動の運営の在り方

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ア 市町村（組合）教育委員会は、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- エ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の

長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

- イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- オ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、教員の学校部活動への関与について、「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和２年岡山県教育委員会規則第７号）や「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が部活動顧問となり指導や大会等の引率を担うことができる体制を構築する。
- キ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階

に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰・不適切な指導・ハラスメントは、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1)適切な指導の実施

ア 校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

イ 学校部活動においては、校長は部活動の指導者に対し、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」や、岡山県教育委員会が令和7年1月に作成した「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック」に則った指導を行い、体罰・不適切な指導・ハラスメントを根絶するとともに、「グッドコーチに向けた「7つの提言」」等も参考にした部活動の実践を推進する。県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援、指導及び是正を行う。

グッドコーチに向けた「7つの提言」

スポーツに関わる全ての人々が、「7つの提言」を参考にし、新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実現することを期待します。

1. 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。

暴力やハラスメントを行使するコーチングからは、グッドプレーヤーは決して生まれないことを深く自覚するとともに、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を実践することを決意し、スポーツの現場における暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くすことが必要です。

2. 自らの「人間力」を高めましょう。

コーチングが社会的活動であることを常に自覚し、自己をコントロールしながらプレーヤーの成長をサポートするため、グッドコーチに求められるリーダーシップ、コミュニケーションスキル、論理的思考力、規範意識、忍耐力、克己心等の「人間力」を高めることが必要です。

3. 常に学び続けましょう。

自らの経験だけに基づいたコーチングから脱却し、国内外のスポーツを取り巻く環境に対応した効果的なコーチングを実践するため、最新の指導内容や指導法の習得に努め、競技横断的な知識・技能や、例えば、国際コーチング・エクセレンス評議会（ICCE）等におけるコーチングの国際的な情報を収集し、常に学び続けることが必要です。

4. プレーヤーのことを最優先に考えましょう。

プレーヤーの人格及びニーズや資質を尊重し、相互の信頼関係を築き、常に効果的なコミュニケーションにより、スポーツの価値や目的、トレーニング効果等についての共通認識の下、公平なコーチングを行うことが必要です。

5. 自立したプレーヤーを育てましょう。

スポーツは、プレーヤーが年齢、性別、障害の有無に関わらず、その適性及び健康状態に応じ、安全に自主的かつ自律的に実践するものであることを自覚し、自ら考え、自ら工夫する、自立したプレーヤーとして育成することが必要です。

6. 社会に開かれたコーチングに努めましょう。

コーチング環境を改善・充実するため、プレーヤーを取り巻くコーチ、家族、マネージャー、トレーナー、医師、教員等の様々な関係者（アントラージュ）と課題を共有し、社会に開かれたコーチングを行うことが必要です。

7. コーチの社会的信頼を高めましょう。

新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのものの価値やインテグリティ（高潔性）を高めるとともに、スポーツを通じて社会に貢献する人材を継続して育成・輩出することにより、コーチの社会的な信頼を高めることが必要です。

（出典：平成 27 年 コーチング推進コンソーシアム）

- ウ 運動部の学校部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- エ 文化部の学校部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- オ 学校部活動の指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- カ 学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、学校部活動の指導者は、本人の意思を尊重して入部や退部を行えるようにするとともに、特に退部の際には、退部に至った理由を十分に聞き取る。また、入部届や退部届を活用するなど、保護者との情報共有や記録管理を適切に行う。

(2)部活動用指導手引の普及・活用

学校部活動の指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項

項、体罰・不適切な指導・ハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、前記２（１）に基づく指導を行う。

３ 適切な休養日等の設定

（１）休養日及び活動時間の基準

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

（ア） 中学校

- ・ 学期中は、週当たり２日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（イ） 高等学校

- ・ 学期中は、原則、週当たり２日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・ ただし、週当たり２日以上休養日の設定が困難な場合は、少なくとも週当たり１日以上休養日（週末のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること。）を設けることとする。その際は、学校の部活動の実態に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行うこと。
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- ・ 1日の活動時間は、原則、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - ・ ただし、競技や分野の特性等により1日の活動時間が原則を超える場合は、長くとも平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限とする。その際は、週当たりの活動時間の上限は16時間程度とし、各学校において適切に設定すること。
- イ 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、前記アと同様とする。
- ウ 小学校段階においても、教育課程外の活動として、スポーツ・文化芸術活動を実施している場合があるが、その場合についても、成長期にある児童が、教育課程内の活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、前記アを参考に、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

（2）適切な休養日等の設定

- ア 市町村（組合）教育委員会は、前記1（1）アに掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、前記3（1）の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 校長は、前記1（1）イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記3（1）の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を

踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

- エ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 安全管理と事故防止について

- ア 校長は、学校部活動における安全管理について、県教育委員会が作成する「学校部活動指導資料」を踏まえ、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

学校部活動の指導者は、前記の「学校部活動指導資料」を活用し、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

また、学校敷地外の人損・物損事故の回避を図るため、活動方法の工夫に努めること。

- イ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の学校部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、校長及び学校部活動の指導者は、学校部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

- 「熱中症事故の防止のための緊急対策について」（平成 30 年 7 月 26 日付け保学第 33 号）を踏まえ、気温や湿度、生徒一人一人の状況等により、活動内容を適切に判断すること。
※参考 （公財）日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症

Ⅱ 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

国の動向を受けて、今後は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の充実が図られ、学校部活動がより地域と連携することや、休日の学校部活動に代わり、地域においてスポーツ・文化芸術活動に参加していく生徒が段階的に増えることが想定される。

その際、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、地域クラブ活動の運営団体等と必要に応じて連携を図る。

ア 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力を得て、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での学校部活動の地域連携を進める。

イ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 各地域において、休日における新たな地域クラブ活動への将来的な移行に向け、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するための検討が進められることが考えられるが、県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、検討に必要な情報の提供や、保護者等への理解促進等、協力・連携して取り組むものとする。

- エ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず、平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。
- オ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるような環境を整える。
- カ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会及び校長は、教員等が地域クラブ活動での指導を希望する場合は、国が示す手引き、関係通知等を踏まえ、兼職兼業の判断を適切に行うものとする。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

今後、新たな地域クラブ活動への移行期においては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動として参加する生徒と、地域クラブ活動として参加する生徒の両方が存在することが考えられるが、生徒に公平・公正な参加機会を確保する。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- ア 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できるよう、県大会、地区大会及び市町村大会において、上位団体の規定も参考にしながら、参加資格の在り方の見直しを行う。

イ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等、支援の在り方の見直しを行う。

ウ 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、上位団体の規定も参考にしながら、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1)大会等への参加の引率

県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、学校部活動における大会等の引率は、できるだけ教員等が引率しない体制を整えるため、部活動指導員を配置している学校においては、生徒の安全確保等に留意しつつ、原則として部活動指導員が単独で行うことができるよう、大会等の規定を整備し、運用する。

(2)大会運営への従事

ア 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、必要に応じて、大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に大会運営業務を外部委託するなど、適切な体制を整える。

イ 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化

や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。

- エ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、教員等が大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。
- オ 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、必要に応じ、公益財団法人日本スポーツ協会（JSP0）と公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワークなど、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

3 生徒の安全確保

- ア 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。
- イ 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。
- ウ 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 県大会をはじめとする大会等の在り方

- ア 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。
- イ 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。
- ウ 県学校体育連盟、県学校文化連盟、県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、中学校の生徒が学校教育活動として参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や学校部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、参加する大会数の上限の目安等を定める。
- また、文化部活動においては、地域からの要請により地域の行事や催しに参加したり、運動部活動の応援として試合に同行したりすることも考えられるが、生徒が参加する活動の上限の目安等は、それらを含めて、総合的に定めるものとする。
- エ 校長は、県学校体育連盟、県学校文化連盟、県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会が定める前記ウの目安等を踏まえ、生徒にとっての教育上の意義や、生徒や学校部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- オ 県学校体育連盟及び県学校文化連盟は、適正な開催回数を踏まえた上で、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会など

の多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

- カ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

付 録 【 用 語 集 】

部活動顧問	…	学校における業務分掌での当該部活動を担当する教員及び部活動指導員をいう。
部活動指導員	…	学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定されている、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する非常勤の職員である。実技指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等が職務として位置付けられており、単独指導・単独引率が可能である。また、校長は、部活動指導員に部活動顧問を命じることができる。
外部指導者	…	部活動顧問と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行うものであり、原則として、単独での指導・引率はできない。
学校部活動の指導者	…	部活動顧問及び外部指導者をいう。
地域クラブ活動	…	地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動のことを指し、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環としてとらえることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるもの。

懲戒処分の指針

岡山県教育委員会

この指針は、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の懲戒処分の標準的な処分量定を明確にすることにより、非違行為の防止を図り、もって県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

第1 基本事項

この指針は、代表的な非違行為の事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、次の点を考慮する。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 非違行為を行った教職員の職責及び職責と非違行為との関係
- (4) 保護者、幼児児童生徒、他の教職員及び社会に与える影響
- (5) 過去に行った非違行為及び日常の勤務態度

上記のほか、非違行為後の対応等も考慮の上、総合的に判断する。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類と異なることもあり得る。

例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 懲戒処分の種類

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条及び職員の懲戒に関する条例（昭和26年岡山県

条例第60号)の規定により、岡山県教育委員会が辞令を交付することにより、教職員の非違行為に対して懲罰を行う次の処分

- (1) 免職 職を失わせる処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料の月額等の10分の1以下に相当する額を減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

第3 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた教職員は、免職又は停職とする。
- イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた教職員は、減給又は戒告とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、戒告とする。

(3) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、又は職務の遂行に関し、その遂行を長期間放置し、若しくは上司に報告義務等があるにもかかわらずそれを怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

(4) 職場内秩序を乱す行為

- ア 暴行により職場の秩序を乱した教職員は、停職又は減給とする。
- イ 暴言により職場の秩序を乱した教職員は、減給又は戒告とする。

(5) 不適正な申請、報告等

事実をねつ造して虚偽の休暇等の申請又は報告を行い、又は必要な報告等を故意に行わなかった教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 公文書偽造等

公文書を偽造し、若しくは虚偽公文書を作成し、又はそれらを使用した教職員は、免職又は停職とする。

(7) 違法な職員団体活動

- ア 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員は、免職又は停職とする。
- イ 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

(8) 秘密漏えい

- ア 故意又は重大な過失により、職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害若しくは不利益等を与えた教職員は、免職又は停職とする。
- イ 過失により、職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を与え、又は県

民等に損害若しくは不利益等を与えた教職員は、減給又は戒告とする。

(9) 個人情報の流出・紛失・盗難

ア 個人情報を流出させ、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 個人情報を所定の手続を経ずに持ち出した上で、紛失し、又は重大な過失により窃取された教職員は、戒告とする。

(10) 個人情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を収集した教職員は、減給又は戒告とする。

(11) コンピュータその他の端末等の不適正使用

コンピュータその他の端末等を不適正に使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(12) 営利企業等の従事

許可なく営利企業等に従事した教職員は、減給又は戒告とする。

(13) 政治的行為の制限違反

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第136条の2又は第137条の規定に違反して、地位を利用して選挙運動を行った教職員は、免職又は停職とする。

イ アに規定する場合を除き、公職選挙法に違反して選挙運動を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。

ウ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第18条又は地方公務員法第36条の規定に違反して政治的行為を行った教職員は、減給又は戒告とする。

2 性犯罪・性暴力等（注1）関係

(1) 児童生徒等（注2）に対する性犯罪・性暴力等

ア 児童生徒等に対して児童生徒性暴力等を行った教職員は、免職とする。

イ 児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメント（上記アに該当するセクシュアル・ハラスメントを除く。）を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 児童生徒等以外の者に対する性犯罪・性暴力等

ア 児童生徒等以外の者に対して性犯罪・性暴力を行った教職員は、免職又は停職とする。

イ 児童生徒等以外の者に対して、相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、減給又は戒告とする。この場合において、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは、免職とする。

（注1）「性犯罪・性暴力等」とは、「児童生徒性暴力等」、「性犯罪・性暴力」及び「セクシュアル・ハラスメント」をいう。

①「児童生徒性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「児童生徒性暴力防止法」という。）第2条第3項各号に掲げる行為をいう。

②「性犯罪・性暴力」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、痴漢、のぞき、ストーカー行為、性的姿態撮影等の法令に違反する行為

をいう。

- ③「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる性的な内容の発言、電話、手紙の送付、電子メールやSNS等による通信、インターネット上の書き込み、身体的接触、つきまとい等をいう。このうち、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメントは、児童生徒性暴力防止法に定める児童生徒性暴力等に該当する。

(注2)「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- ①学校（児童生徒性暴力防止法第2条第1項に規定する学校をいう。）に在籍する幼児、児童又は生徒
- ②18歳未満の者（上記①に該当する者を除く。）

3 ハラスメント関係

(1) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメント(注3)を行った(注4)ことにより、相手(幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。))を除く。)に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは、免職とする。

(2) 職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

ア 妊娠、出産又はそれらに起因する症状により、勤務することができないこと若しくはできなかったこと、又は能率が低下したことなどに関する言動により、当該教職員の勤務環境を著しく害した教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは、免職とする。

イ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により、当該教職員の勤務環境を著しく害した教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは、免職とする。

(注3)「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手の人格若しくは尊厳を害し、又は相手の勤務環境等を害することとなるようなものをいう。

(注4)教職員以外の者(児童等を除く。)に対するパワー・ハラスメントに類する言動を行った場合を含む。

4 体罰・不適切な指導関係

(1)体罰により、児童等を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員は、免職とする。

(2)体罰により、児童等に傷害を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(3)体罰を常習的に行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、特に悪

質と認められるときは、免職とする。

- (4) 不適切な指導(注5)により、児童等に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、特に悪質と認められるときは、免職とする。

(注5)「不適切な指導」とは、児童等の人格や人権、能力等を否定するような言動や、児童等に著しい恐怖心や不安感を与える威圧的な行為、肉体的・精神的に執拗かつ過度な負荷を与える行為などのことをいい、暴言やパワー・ハラスメントに類する言動といった不適切な言動も含む。

5 公金等取扱い関係

- (1) 横領・窃取・詐取

公金又は公物を横領し、窃取し、又は詐取した教職員は、免職とする。

- (2) 紛失

公金又は公物を紛失した教職員は、戒告とする。

- (3) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った教職員は、戒告とする。

- (4) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

- (5) 諸給与の違法支給・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員又は故意に届出を怠り、若しくは虚偽の申請をするなどして諸給与を不正に受給した教職員は、減給又は戒告とする。

- (6) 公金又は公物の処理不適正

公金又は公物の不適正な処理をした教職員は、減給又は戒告とする。

6 公務外非行関係

- (1) 傷害(交通事故に係るものを除く。)

人の身体を傷害した教職員は、停職又は減給とする。

- (2) 暴行

けんか等による暴行を加えた教職員は、減給又は戒告とする。

- (3) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

- (4) 強盗・窃盗・横領

ア 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員は、免職とする。

イ 他人の財物を窃取した教職員は、免職又は停職とする。

ウ 自己の占有する他人の物を横領した教職員は、免職又は停職とする。

エ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員は、減給又は戒告とする。

- (5) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野な又は乱暴な言動をした教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 麻薬・覚醒剤等の所持又は使用

- ア 麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した教職員は、免職とする。
- イ 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年岡山県条例第17号）第14条に規定する行為を行った教職員は、免職又は停職とする。

(7) 破廉恥な行為

教職員の信用を傷つけ、県民の教育に対する信頼を損なわせるような破廉恥な言動を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、特に悪質と認められるときは、免職とする。

7 飲酒運転・交通事故関係

(1) 飲酒運転

- ア 酒酔い運転をした教職員は、免職とする。
- イ 酒気帯び運転をし、人を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた教職員は、免職とする。
- ウ 酒気帯び運転をし、人に傷害を負わせた教職員は、免職又は停職とする。
- エ 酒気帯び運転をし、物の損壊に係る交通事故を起こした教職員は、免職又は停職とする。
- オ 酒気帯び運転をした教職員は、免職又は停職とする。
- カ 飲酒運転をしていることを知りながら同乗した教職員は、免職、停職又は減給とする。
- キ 飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧め、又は車両を提供した教職員は、免職、停職又は減給とする。

(2) 交通事故

- ア 重大な過失により交通事故を起こし、人を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた教職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定する措置を行わなかった教職員は、免職又は停職とする。
- イ 重大な過失により交通事故を起こし、人に傷害を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、道路交通法第72条第1項に規定する措置を行わなかった教職員は、停職又は減給とする。

(3) 交通法規違反

無免許運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

8 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

職務の遂行に関し、部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠蔽、黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

附 則

この指針は、平成16年10月13日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年10月27日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年1月15日から施行する。

参 考 文 献

発出年	文献名
昭和22年	学校教育法（国）
令和3年	教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律（国）
平成13年	児童生徒の運動競技について（文部科学省）
平成25年	体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（文部科学省）
平成25年	運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省）
平成29年	中学校学習指導要領（文部科学省）
平成30年	高等学校学習指導要領（文部科学省）
平成31年	「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）
令和2年	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（文部科学省）
令和3年	「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（文部科学省）
令和3年	学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（文部科学省）
令和4年	生徒指導提要（文部科学省）
平成29年	ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について（スポーツ庁）
平成29年	児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（スポーツ庁）
令和4年	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（スポーツ庁）
令和4年	文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（文化庁）
令和4年	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁、文化庁）
平成31年	新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中央教育審議会）
昭和26年	岡山県職員特殊勤務手当支給条例（岡山県）
平成17年	自家用車の公務使用に関する取扱いについて（岡山県教育委員会）
平成17年	自家用車の公務使用に係る生徒等の同乗に関する取扱いについて（岡山県教育委員会）
平成21年	運動部活動における引率時の事故防止について（岡山県教育委員会）
平成24年	学校管理下における体育活動中の事故等への対応について（岡山県教育委員会）
平成26年	運動部活動等における体罰や不適切な指導等の防止について（岡山県教育委員会）
平成26年	危機管理マニュアル（岡山県教育委員会）
令和2年	わいせつ行為等根絶に向けた岡山県公立学校教職員行動指針（岡山県教育委員会）
令和3年	学校保健・安全・給食管理の手引き（岡山県教育委員会）
令和4年	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」研修資料（岡山県教育委員会）
令和6年	学校徴収金等取扱マニュアル（岡山県教育委員会）
令和7年	岡山県学校部活動の在り方に関する方針（岡山県教育委員会）
令和7年	体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック（岡山県教育委員会）
令和7年	懲戒処分の指針（岡山県教育委員会）
平成13年	文部科学省通知「児童・生徒の運動競技について」の廃止の伴う新たな児童生徒の運動競技の取扱いについて（全国都道府県・保健・給食主管課長協議会、財団法人全国高等学校体育連盟、財団法人日本中学校体育連盟、全国連合小学校長会による申し合わせ）
平成26年	成長期女性アスリート指導者のためのハンドブック（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
平成26年	体罰根絶全国共通ルールの設定について（全国高等学校体育連盟）
平成27年	グッドコーチに向けた「7つの提言」（コーチング推進コンソーシアム）
平成30年	中学校部活動サッカー指導の手引き（公益財団法人日本サッカー協会）
令和元年	スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）

